

予算特別委員会次第

令和4年3月15日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

2. 挨拶  
細谷委員長

3. 協議事項  
(1) 議案第14号 令和4年度三芳町一般会計予算

4. 閉 会 (18:05)

令和4年3月15日(火)

委員会に出席を求めた者の職氏名

予算特別委員会

委員長	細谷光弘	副委員長	井田和宏
委員	久保健二	委員	鈴木淳
委員	吉村美津子	委員	内藤美佐子
委員	桃園典子	委員	細田三恵
委員	林善美	委員	菊地浩二
委員	落合信夫	委員	増田磨美
委員	本名洋	委員	山口正史
議長	小松伸介		

説明者

町長	林伊佐雄	教育委員会 教育長	古川慶子
総務課長	高橋成夫	財政局 デジタル推進課長	西島脩平
政策推進室 推進長	島田高志	政策推進室 政策推進担当主幹	南雲玲
教育委員会 総務課 学校給食センター 所長	長谷川幸	教育委員会 総務課 学校給食センター 副所長	小沼美典
教育委員会 社会課 教育課長	小川智東	教育委員会 社会課 教育課長	小平幸治
教育委員会 社会課 教中館 公民館 長	古寺靖	教育委員会 社会課 教竹公民館 長	駒井浩
教育委員会 社会課 図書館 長	代田知子	教育委員会 社会課 図書館 副長	越前谷理

教育委員 文化財課長 議会事務局	柳井章宏	教育委員 文化財課長 議会事務局	大久保 淳
教育委員 文化財課長 議会事務局	郡司道行	教育委員 文化財課長 議会事務局	小林 忠之

委員会に出席した事務局職員

事務局長	郡司道行	事務局書記	小林 忠之
事務局書記	山田 亜矢子	事務局書記	有田 有希

---

◎開会の挨拶

(午前 9時30分)

○事務局長（郡司道行君） おはようございます。定刻となりましたので、これより予算特別委員会を始めたいと思います。

初めに、細谷委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

本日は、予算特別委員会の5日目となりました。昨日の委員会も皆様のご協力ですmoothに進行が進み、4時には終了することができました。ありがとうございます。本日も社会教育課、図書館、文化財保護課、学校給食センター、政策推進室、議会事務局とございます。皆様には慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、質疑の終了後、各委員間の自由討議、そして討論、採決まで行ってまいりますので、最後まで皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に入ります。

進行につきましては、細谷委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） おはようございます。ただいまの出席委員は14名であります。委員会条例第15条の規定による定足数に達しておりますので、本委員会の成立を認めます。

直ちに本日の会議を開きたいと思います。

---

◎議案第14号の審査

○委員長（細谷光弘君） 協議事項1、議案第14号 令和4年度三芳町一般会計予算を議題といたします。

---

◎発言の訂正

○委員長（細谷光弘君） 初めに、学校教育課指導担当主幹により昨日の委員会における発言の一部を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可いたします。

学校教育課指導担当主幹。

○教育委員会学校教育課指導担当主幹（大類達也君） 大類です。

令和4年3月14日の予算特別委員会における私の発言の訂正の申出を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） ただいまの発言訂正につきましては、お手元に配付してありますので、申出書のとおり許可いたしましたので、ご報告いたします。

発言訂正につきましては、質疑はございますか。

特になしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） それでは、質疑を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

（午前 9時32分）

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前 9時34分）

---

○委員長（細谷光弘君） 続いて、社会教育課が所管する予算に対し質疑を行いたいと思います。

なお、事業別予算書で社会教育課に属する事業中、図書館に関する事業は別に審査いたしますので、ご注意ください。課別の事業一覧をご確認の上、適切なところで質疑をお願いいたします。

まず、歳入から行います。事業別予算説明書15ページから16ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目4教育使用料の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。おはようございます。よろしく願いいたします。

教育使用料のところ公民館使用料、4、5、6のところなのですが、自販機のこの設置使用料ということで計上されております。以前は、公共施設の自動販売機はここで全て計上されていたのですが、いつ頃からかな、財産収入ということで競争原理を働かせて入札にして、それで財産収入のほうで一部は計上するというふうになっているのですが、防災用というのはこの競争原理にはやっぱりなじまないということでここに置いてあるのか、まずそこを確認したいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

今委員さんがおっしゃりましたように、もともとあった藤久保公民館の自動販売機、こちらについては財産収入のほうにもう既に6年半前ですか、大分前に移行しています。防災用につきましては、災害時に使えるものとして後から置いたもので、こちらは先ほど言いました競争原理のほうとはまた別に考えておりまして、設置してもらっているところです。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） ということは、防災用は競争原理にはなじまないという考え方ということで、これからこのような形で、このまま使用料という形で計上していくということが町全体の中で決まっているということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

なじまないかどうかというのは、ちょっとまた検討するところあるかと思うのですが、今現在のところはそのまま使用料でとは考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） それと、6ですね、竹間沢公民館の一般というのもまだここに使用料として上げられているのですが、この分については財産収入のほうに移行できるのかどうか、移行できるかできないかというところのこのリミットというのですか、それはどこにあるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えします。

竹間沢公民館の1台分につきましては、当初財産収入のほうに移行しようということでプロポーザルにかけたところなのですが、こちらについては応札がなかった実績ありまして、そのときまた使用料に戻したものでございます。以降、その状態になっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

今後、そのときはプロポーザルに応ずる方がいなかったということなのですけれども、今後いま一度ここも財産収入として入るような形にしていこうという思いはあるのかどうか確認したいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

1度駄目になったときに使用料に戻したのですけれども、町の財政のことを考えまして、そういう検討の余地は残していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目4教育使用料の質疑を終了いたします。

続きまして、31ページ、32ページ、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目1財産貸付収入の質疑を終了させていただきます。

続きまして、37ページから42ページ、款20諸収入、項5雑入、目5雑入の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目5雑入の質疑を終了させていただきます。

続きまして、歳出に関する質疑を行います。事業別予算説明書92ページから95ページ、款2総務費、項1総務管理費、目18地方創生臨時交付金費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目18地方創生臨時交付金費の質疑を終了いたします。

続きまして、220ページから226ページ、款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。よろしくお願いいたします。

221ページでお願いいたします。0002の社会教育推進事業で、1番の報償費、報酬のところの委員報酬、そこに委員長、副委員長、委員とございますが、委員が前年度は7名計上になっておりまして、1名増えておりますけれども、委員を増員するその要因に関してお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

公募枠というものがあまして、今まで11名だったのですけれども、その公募枠等に文化施設に関連する情報収集等を行いたいということで、文化会館の主に職員さんに今回お願いをしまして、入っていただいております。目的としましては、公民館以外にも文化施設がありまして、要は社会教育施設ですとか、減免だとか、いろんなことがあって、ほかにも公民館活動以外でも文化活動している方町内様々いらっしゃいますので、そういう方々の状況も把握をしたりとか、あと社会教育委員の本来の目的であります社会教育関係団体の交流がありますけれども、それにそういう文化施設の方々の意見等も入れて交流等が促進できればという思いから、今回登用させていただいて、これで12名満数といいますか、計数となっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

文化会館の方が加わっていただくことで、より広く情報が収集できるということで理解をいたしました。

続いて、7番の報償費なのですが、多文化共生社会参加支援事業、多文化共生カフェ講師謝礼ということで、この間もお話があったので、新しく始まる事業と理解しております。多文化共生カフェのこの事業を具体的に教えてください。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

この本年度と前年度の2年間にわたり自治体国際化協会の助成金制度を活用して、多文化共生関連の事業を行っております。そこで、これからはその方々の居場所ですとか支援者を募る必要があるということをご関連団体ですとか、社会福祉協議会の方々とお話をさせていただきました。

今回新たな事業として、町でも共生社会についてをこれから推進していくに当たって、様々ありますけれども、こちらで考えているのは外国籍の方々ですとか、障害を持つの方々ですとか、あと生活困難ですとか、

学習困難とか、そういう生活課題を抱えている若者ですとか、あと少数ではありますけれども、医療的ケア児とかその保護者の方々など、いろんな方々が活動されたり、生活をされています。そういう町内に住む社会的な課題とか困難を抱える方々の理解の促進や、その支援者を募るための交流の場として、そういう方々にお話をいただいて、話を聞いていただく機会を設けまして、協力者を募れるような場をつくれればという思いから、多文化共生カフェとして3回の予算で今回は計上をさせていただいております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

大事な事業ということで今理解をいたしました。様々な方を対象とすることは今のご説明で分かったのですが、具体的にはそのためにどういうところにお声がけをするということが決まっていたら教えてください。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

まず、今回多文化共生と一緒に2年間行っています街のひろばの方々、あとは障害を持つ方々に関しましては新しく太陽の家が開所をしております。場所がちょっと一般の方々から通りにくい場所にあたりとかご存じでない方もいらっしゃるのではないかとということで、そういう方々のもっと活動についての周知ですとか、支援とかについて太陽の家の方々ともご相談をさせていただいております。

あと、学習困難だとか、生活困難だとか、医療的ケアだとかということに関しては、社会福祉協議会の方々ちょっとお話をさせていただいて、講演に向いている方とか、切実に訴えたい方とかがいれば、そういう方とこれから相談をして決めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

町が想定するこういう対象になる方はいらっしゃるわけですが、これをここに講師謝礼ということで、そういう方々に向けての講演会、学習会等を持たれるのだとは思いますが、対象となっている方以外はそこには行くことはできないのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） こちらで考えていますのは、実際にそういう方々にお話をいただいて、一般の方々に聞いていただくことでそういうご苦勞をされているとか、そういう活動されているということを知っていただければと思っています。そこから、例えば知らなかったのであれば、もしそういう支える側に回ってみようとかってお気持ちになっていただけないとか、そういうことを考えての事業というふうにご理解いただければと思います。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。分かりました。

10番の需用費の中で、多文化共生社会参加支援事業消耗品1万円は、どのようなものに活用されますか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） お答えいたします。

今のところレジュメとか、チラシの用紙代ですとか、あとカフェということちょっとそういう雰囲気をつくれる装飾とかで使えればと思っております。当課で持っている消耗品とかと合わせて、ちょっと少額ではありますけれども、若干の消耗品は必要という思いから、計上させていただきました。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。分かりました。

12番に移ります。委託料の中にこの事業を行っていく中で通訳支援、同行支援とあります。通訳支援は、どのような方が担われますか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 今年度と前年度と2年間にわたって行っている社会参加支援事業でございますけれども、主にこれまでだと外国籍の方々がフィリピン、ベトナム、中国、ほかにもいらっしゃるけれども、主にはこの3か国の方が多いということや団体の報告を受けておまして、小中学生から若者、あと事業実習生といいますか、研修生というのでしょうか、団体の報告からは研修生という名前で上がってきているのですけれども、そういう方が20名ほどいらっしゃって、そういう方が年間を通じてご利用をいただいていたということになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

同行支援に関しても教えてください。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） こちらに関しては、団体の報告書によりますと、主には行政の手続とかで窓口に行くときに、やはり言葉が分からない等のハンディキャップに対してこの同行支援することで、通訳等を行っていただくことで窓口の申請をスムーズにするという目的が主ということや団体のほうから聞いております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

221ページの先ほどありました7番の報償費のほうの多文化共生カフェ講師謝礼なのですが、開催場所はどこを考えているのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） やはり社会教育課ということで主には公民館、社会教育施設を使っていきますので、その中で利便性が高いところということと、主に集まりやすさということも考えると、今のところは藤久保公民館が適当なのではないかなと考えております。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） そうすると、3回とも藤久保公民館というふうな予定なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 今のところはそのように考えておりますけれども、まだ団体が確定していないものもございますので、主にその団体が、例えば中央公民館を使っているとかであれば、そこのほうがよろしいのかなというふうにも考えます。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） この3回、それぞれ内容はちょっと違った団体の参加対象だと思うのですが、大体1回何人ぐらいの参加目標とか、そういった3回についての参加目標というのは持っているのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） コロナ禍ということもありますので、その状況に応じた人数設定ということにも残念ながら今後なることも考えられるのですが、会場は可能であればカフェ事業ということなので、ただお話だけではインパクトが弱いといえますか、ちょっといろんな方々を集めたいって思いもありますので、カフェのような雰囲気をつくってやれるということ考えるとホールになるかなと、ただ距離を考えたり、いろいろ考えるとホールに座席ばつと並べて200人とかというような事業にはならないかなとは考えております。少なくとも30人ですとか、ちょっと多ければ50人とか、この感染状況だとそのぐらいを検討していかなければいけないかなと思っています。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

落合委員。

○委員（落合信夫君） 落合です。

参考ページの225ページ、青少年相談員事業のところ、チャレンジアドベンチャーキャンプ、1万1,900円が入っていますけれども、これバスも使用したようで、バスの借上料も入っています。これ何人ぐらいでどこ行くのですか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） まず、コロナ禍であるということを考えまして、今までですと奥多摩とか県外も考えていたところなのですが、ここ数年コロナ禍ということもありまして、移動できても県内であるということ、体験活動ということで豊かな自然の中ということで、あと気温等を考えますと秩父方面が夏場は妥当と考えていますので、現在のところ秩父市の旧大滝村を何度か利用している実績がありまして、安全面でも何回か利用しているということで確認ができていますので、今のところは旧大滝村を目的地とした算出をしております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

落合委員。

○委員（落合信夫君） それでは、大滝村のほうへ行くのですけれども、何名ぐらいで行くのですか。

○委員長（細谷光弘君） 参加者の人数ですかね。

社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 失礼しました。回答が漏れておりました。

育成会の小学校4年生から6年生を対象にこの事業を行っておりまして、例年30名ぐらい、あとは予約できるバンガローの数とかで多少上下動がございます。あと、青少年相談員が例年15名とか、多ければ20名ぐらいが随行というか、一緒に参加をして、小学生と青少年相談員によるキャンプ事業という形で行っております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。おはようございます。よろしくお願ひいたします。

222ページの0003家庭教育・子育て支援事業についてお伺いさせていただきます。7報償費、謝礼で親の学習講座講師謝礼とございますけれども、今のところもし分かっていたら教えていただきたいのですが、講師はどのような方をお願いする予定でしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

現在2名お願いしているのですが、埼玉県家庭教育アドバイザーという登録制度に登録をさせていただいている方をお願いしております。元学校の先生であった方を今までの社会教育指導員ですとかで雇用している関連からのつながりの中で、その方々を2名今までお願いしております、ここ数年はその方々に研修等も受けていただいて、随時内容のブラッシュアップを図りながら、この2名でこの5校について対応をさせていただいている形になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） もう一つ、家庭教育学級講師謝礼とございますが、こちらはどのような方を予定していच्छいますか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） こちらの家庭教育学級に関しましては、主にPTAの保護者の方々になりますが、家庭教育に関する学習を保護者が主体的に行うことを目的に実施しておりますので、内容が多岐にわたってきますけれども、基本的には家庭教育、子育てに関することと、あとPTA活動を通じての交流の促進ということになりますので、レクリエーション的な活動も含まれてきます。昨年度は、ストレッチとかヨガですとか、あとは子供たちも一緒に保護者と楽しめるものということでサイエンスショーですとか、あとは埼玉県ちょっと高校受験とかが全国に比べると独特な方式ということで、県外から来た方知らないということなので、そういう高校受験についての学習会を実施したという報告が上がってきております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

家庭学級講座は、保護者の方が、役員の方々がいろいろと講習の内容とかを探されて、決めて行うということですが、やはりいろいろな事情の中で開催していくと思うのですが、なかなか周知と集まり具合

も今のコロナ禍の中難しいかなと思っているのですけれども、そういう周知の方法だとかをちょっと工夫されるということも何か関わったりとかってできますでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

こちら当課には社会教育指導員という方がいらっしゃいまして、学校の先生を終わられた後、主には家庭教育のこのPTAの方々と連携した事業についてを主に業務として取り組んでいただいておりますが、基本的に連合PTAの集まりですとか、この講座を担当されるPTAの委員さん方と常に連絡を取りながら、コロナ禍ですので、オンラインであるとか、書面であるとか、あとはコロナ禍でつながりが絶たれてしまっていますので、主に今回は交流目的で集まる機会をつくったほうがいいのではないかと、様々アドバイスをしながら進めておりますので、そういった中でもっと効果的な周知方法があれば、私も含めて指導員とPTAとで連携して、より多くの方々にお話を聞いていただけるような努力はしているつもりでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

できるだけ皆さんに集まっていたけるような形でよろしく願いいたします。

それともう一つ、その下なのですけれども、命輝け！元気みよっ子宣言みらいを育む家庭教育記念講演会、先日全協でもお話をいただきましたが、命の授業ということで行われると思えますけれども、先ほどお聞きした親の学習だとか、家庭教育学級の講座だとかということにもこういう周知をし、そこにもっと細かく講演会をされるという予定というところは、活用というところはないのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

ポスター、リーフレット、宣言の制定等、一連の流れをまず周知するというので、この講演会については行っていきたいということと、併せて全協のときもお話しさせていただきましたが、児童さんたちが聞いていることに関して大人の方も聞いていただくことで、そういう思いを家庭内でも共有が図ればということとこちらの講演会は実施していきます。それと別に家庭教育宣言を制定したことで、もっと子供の大切さですとか、命のことについては親の学習とか家庭教育学級でも今後周知については図っていききたいと考えています。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。分かりました。

この講演会の日程って先日お伺いしたのでしたっけ。もし決まっているのであればお願いします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） お答えいたします。

確定とか、学校のスケジュール等もまだ来年の行事予定表とかもいただいている段階ですので、確定はできないのですけれども、コロナがはやらないうちに今年こそは実施をしたいということや、あと逆に夏休

み直前とかで家庭でお子さんとお母さん方がいる時間が長くなる直前にやるのが効果的なのかなということ  
を先ほど申しあげました社会教育指導員の方とかとお話をしながら、実施時期については進めていきたいと  
思います。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。おはようございます。

私も今のところと同じで、222ページの報償費なのですけれども、まず今副課長のほうからご説明があっ  
たところで、令和3年度、これ全協で説明していただけたものであれば申し訳ないのですけれども、これ記  
念講演会となっているではないですか。令和3年度も同じ名称だったと思うのですけれども、令和3年度は  
今お話あったようにコロナの関係で開催ができなかったのも、引き続き令和4年度もこのような名称で上げ  
られているということでもいいですか。もう一度、すみません。確認させていただきます。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） やはり制定をしたということ、これからポスターとか、リ  
ーフレットとか、そういったものをもって周知していくことも含めて記念講演というお名前を使わせていた  
だいております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） ありがとうございます。

それともう一点、上の講師謝礼のところ、昨年度、令和3年度の予算の中で先ほど副課長のほうからこ  
ちらも説明あったのですけれども、上の説明の記載の中で各学校のPTAの家庭教育学級を支援するととも  
にというのが記載はされているのですけれども、ただ昨年答弁でPTAでとは書いてあるけれども、どこ  
まで広げられるか分からないが、一般の方々も含めてというのが理想の姿かなと思っていると、今後企画の  
ほうを検討してまいりますというようなご答弁があったのですけれども、実際1年たっているのですが、ど  
のような協議をされて、また検討されたのかお伺いしたいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

今回は、家庭教育学級、親の学習のほかにこの宣言をもって、まずは今まで小中学校が主でしたので、こ  
れからは幼保、あとそれ以外の未就学というか、幼稚園、保育園、また関するようなエリアにまでこの宣言  
とかをもって拡大をしていければというふうには課内では話合いをしております。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

最後にいたします。これ今もお話ししたように、PTAというのがまずこれ任意の団体だと思っておりますが、  
今のお話とこちらの説明の記載を見るとPTAの未加入の方というのは、そうすると対象外になってしまう  
のかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

P T Aの未加入の方々の問題は、P T Aの方々も苦慮されているのを連合P T Aの会合でもお話聞いております。ただ、そういった手続をいろいろやっていく中でP T Aの方々がおっしゃっているのは、お子様や学校の全てのことを対象にP T Aの活動は行っていくというふうにおっしゃられていますので、我々も同じようなスタンスで支援をしていきたいと思っていますので、P T A以外にも子どもフェスティバルなんかでも育成会に入っている、入っていないって問題が常に出るのですけれども、育成会とかP T Aに関しては、言い方はちょっとざっくりして申し訳ないですけれども、子供については色分けはできないということを保護者の方々はおっしゃっておりますので、当課も同じようなことで対応をしていきたいと考えております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 大丈夫です。

○委員長（細谷光弘君）

大丈夫ですか。

ほかにございますか。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

先ほども出ました221ページの多文化共生社会支援事業についてお尋ねいたしますが、社会教育課ということで当然社会教育法、その上位に当たる日本国憲法に基づいて事業が遂行されていると思っておりますが、基本的な理念のところでお伺いしますけれども、そういった意味でこの多文化共生社会、これに該当するような憲法の条文は様々あると思うのですが、例えば憲法第11条、基本的人権とか、13条の個人の尊重や幸福追求権、そのほか人種や性別によって差別されないとか、いろいろあると思っておりますけれども、当然そういったところを基本的な考え方として進められると思うのですが、その1点確認だけです。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員に申し上げます。

ただいまのところは、予算の講師の謝礼のところなのですか、それとも多文化のカフェの人件費委託料。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

一番最初に申し上げましたように、多文化共生社会支援事業ということで、その事業遂行に当たっての基本的な理念の部分での担当課としてのお考えを、当然日本国憲法に基づくものであるということの確認だけです。

○委員長（細谷光弘君） 7番の報償費のほうですかね、では。

社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

当課、社会教育、人権等担当しております。そういった法令に関しては、もちろん遵守をしていきたいと思っております。

あと、今回の事業に関しては、そういう法令もそうなのですが、社会教育ということで、社会教育施設、あとそれぞれ地域内でいろんな地域活動をしている方々の状況を見ながら、今ある事業について維持

をしたり、落とし込んだり、また新しくカフェ事業として始めたりということで、今おっしゃるような社教法ですとか、憲法とか、多文化共生ということもうたっておりますので、限られた予算と施設と人員ではありませんけれども、その中でなるべく漏れというか、幅広くすくっていけるような対応をしていければというふうには思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

ごめんなさい。これは、ちょっとお願いになったら止めてもらって結構です、一応質問にはしますけれども。先ほどの、すみません。この上の説明書きなのです……

○委員長（細谷光弘君） 何ページですか。

○委員（久保健二君） 222ページ、先ほどと同じです。家庭教育・子育て支援の事業の中の報償費の件で、これ説明書きの部分で先ほど申し上げたとおり、各学校P T Aのってなっているので、先ほどみたいな質問を私のほうからさせてもらったというか、出たと思うのですけれども、ここ令和5年度、来年度以降P T A等とかにさせていただくと、そういうご配慮を考えていただけているのであれば、ぜひそのような記載の方法にさせていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

宣言ということ言っていて、家庭教育というのは広いジャンルで、今ある資源の中で考えるのであればこの文言の表記でもちろんだと思いますが、ご指摘のとおりこれからは限られた事業と予算の中にはなってしまうのですけれども、そういう多文化共生と同じく取りこぼしのないように広く対応していく必要があると思いますので、この学校P T A等の表記については検討というか、していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目1社会教育総務費の質疑を終了いたします。

続いて、228ページから231ページ、目3公民館費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 229ページの公民館施設管理事業の中の修繕料の中で、ホール床修繕、これ中央公民館ということで10万2,300円が計上されておりますけれども、どういった修繕になるのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 古寺です。

ホールの床なのですけれども、ふだん調査していて傷等が非常に多くなってきていて、その傷今34か所ぐらいちょっと見当たって、保護シールみたいなのを今貼ってある状態なのです。それをそこに一応シリコン

コーティングですか、コーキングですか、をするようにいたしまして、修繕という形で予算計上させていただきました。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） まだ新しい施設なので、こういった設計のときに、これは原因としては椅子、テーブルの出し入れで、そういったところで傷がついているというふうに捉えているのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 古寺です。

恐らく委員さんのおっしゃるとおりだと思います。ただ、傷がある程度ついて、多少剥がれたりするところもありますので、危ないということで修繕する形にいたしました。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 今回34か所ということで、それはほかでも当然34か所以外で剥がれる可能性がまだあるのかなと思うのですけれども、こういった修繕というのは継続的になってしまうのかどうか、その辺どのように捉えているかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 古寺です。

日常点検のほうしておりますので、ある程度危険と判断した場合には先ほど言ったように保護シール等で取りあえず修正しておきまして、ある程度箇所数がたまった状態になりましたら業者のほうに依頼する形にしております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかに。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 最初建設するときにそういった利用方法というのは分かっていると思うので、床がこういうふうに剥がれるような、そういったシステムで設計、建築のときに許可しているのか、そのときに床に対してそのときからもっと考えるべき内容だったと思いますが、その点はどう捉えますか。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 古寺です。

どこの公民館のホールでも年数等がたってやっぱり傷等が若干増えてきますので、これはやむを得ないものだと思います。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

先ほども言いましたように中央公民館まだ新しいので、私はこういったほかの藤久保公民館にしろ、竹間沢公民館にしろ、床の修繕のそういった傷の内容の修繕費というのはあまりちょっと見なかったのかなと思うので、最初から建設するときに安上がりなことを考えて、その辺はこういう事態になってしまったのでは

ないかと思うのですが、その辺についてはほかの公民館でもそういったことがちょくちょくされているのかどうかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） ほかの公民館でも同じようなシリコンコーキング等でやっている過去の例はあります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

林委員。

○委員（林 善美君） 林です。今同じところなのですから、これを作業されるのは外部の方ではなくて、どなたが作業されるのかお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 古寺です。

業者の方に依頼します。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかに。

林委員。

○委員（林 善美君） その方がこれぐらいだったらコーキングで大丈夫ですよということで、今回この予算で計上されたということでよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 委員さんのおっしゃっているとおりです。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

公民館施設管理事業、230ページの11役務費の中のインターネット接続料で竹間沢公民館だけあるのですが、ほかの公民館のインターネット接続というのは、今年はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 竹間沢公民館長。

○教育委員会社会教育課竹間沢公民館長（駒井 浩君） 駒井です。お答えいたします。

こちらのインターネット接続料なのですが、こちらパソコン相談室のほうで利用しているもので、竹間沢公民館の独自の事業で利用している接続料ということになります。

○委員長（細谷光弘君） 増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

藤久保公民館や中央公民館などは、このインターネットの接続というのは今どうなっているのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

藤久保公民館等では、今のところ事業としてインターネットの接続が必要という予算立ての事業ございませんので、今回はその辺の検討は見送っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

落合委員。

○委員（落合信夫君） 落合です。

説明書の231の公民館講座事業の13番目、使用料及び賃借料4,000円と入っておりますけれども、この有料道路借上料とか、いろいろ入っておりますけれども、これ修学旅行ってどこへやっぱり行く予定なのですか。

○委員長（細谷光弘君） 目的地について聞いております。

竹間沢公民館長。

○教育委員会社会教育課竹間沢公民館長（駒井 浩君） 駒井です。お答えいたします。

こちらまずバスの借上料で、目的地のほうなのですけれども、中央公民館が茨城県のひたち海浜公園、藤久保公民館が群馬県の伊香保方面、竹間沢公民館が秩父方面ということになっております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

落合委員。

○委員（落合信夫君） これ何人ぐらいで行かれますか。

○委員長（細谷光弘君） 参加予定人数。

社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

この課外学習につきましては、高齢大学に在学している者の中から希望で行くというような形になります。それによって差はあるかと思っておりますけれども、30名、40名、多くても50名程度になるかと思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

落合委員。

○委員（落合信夫君） 次の下にある高齢大学課外学習の補助金が出ておりますけれども、これ何をやるのですか。

○委員長（細谷光弘君） 高齢者大学課外学習ですか。

社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

高齢大学課外学習負担金の内容ということでございますが、先ほど竹間沢公民館長が言いました課外学習のバスの随行とか、それぞれ茨城、群馬、秩父等も予定しているところですが、こちらに職員が随行した分の負担金ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。お願いいたします。

230ページ、12の委託料の一番下のほうなのですけれども、周囲緑地除草業務委託料というのと植木管理業務委託料という2つに分けて書かれております。令和3年は、これが植木等除草業務委託料ということで1本で書かれていたのですけれども、これは除草と植木管理は別のところへの委託になるという考え方なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

基本的には除草は除草でございますが、館周辺とかの除草の作業になります。植木管理としては、樹木の剪定とかになりまして、もともと内容的なものは分けております。業者につきましては、状況でお願いはしているところなのですけれども、別に業者を分けるという意味ではなく、内容で分けているところでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

たまたま令和3年が1本で書いてあったので、シルバーか何かに全て込みでお願いするのかなというふうに思っていたのですが、たまたま今回2つに分けられているということで、業者さんを植木管理のほうは別の業者さん入れるのかなというようなことを感じてしまったのですけれども、そこは分かりました。

周囲の緑地除草のほうには、中央公民館と藤久保公民館は書かれておりますけれども、竹間沢公民館はここは除草は必要がないということなのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 竹間沢公民館長。

○教育委員会社会教育課竹間沢公民館長（駒井 浩君） 駒井です。お答えいたします。

除草についてうちのほうで事業としてガーデンなでしこですか、そちらのほうをやっております、その部分でもう職員と、あとなでしこの協力者の方たちでかなり除草のほうをやっております。

あと、大々的な部分については樹木剪定の中に一緒にその部分は合わせてやっていただくような形をちょっと取っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 分かりました。竹間沢公民館は、ガーデンなでしこのほうで除草もしていただいているのでということで理解いたしました。

植木管理業務委託料のほうには、今度は中央公民館が入っておりません。中央公民館は、そのような植木管理は必要がないということで入っていないのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 中央公民館に関しましては、中高木がありませんので、低木だけですので、除草のときに一緒にやっていただいております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

恐れ入ります。先ほど落合委員のほうから質問があった231ページの13使用料及び賃借料の中で、いろいろと副課長のほうからご説明いただいたのですが、1点だけ有料道路通行料、これ伊香保だとか、いろいろ挙げられていましたけれども、これ計上の予算が4,000円しかついていないのですが、4,000円で果たして足りるのかなって思ったので、今確認をさせていただいたのですが、いかがなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

課外学習の有料道路通行料については、バス借上料の中に含まれているものと考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 失礼しました。

○委員長（細谷光弘君） もう一度お答え、訂正しなくていい。4,000円については下見で、残りは。

〔「暫時休憩して」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 暫時休憩いたします。

(午前10時21分)

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

(午前10時23分)

---

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えします。

大変失礼しました。聞き違いをしております、先ほど言いましたバス借上料の中に含まれていますのはあれ本番の話で、これはその件につきましてはちょっと訂正させていただきます。

そして、有料道路通行料につきましては、この4,000円の枠内で対応をするということで考えております。以上です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

4,000円の中でというのはもちろん予算なので、この中でやる気持ちがあるというの分かるのですが、ただ先ほど3か所おっしゃっていたではないですか、各館ごとに。そうすると、例えば茨城県のひたちと伊香保だけでも正直この4,000円は超えてしまうのかなというふうに、普通に考えてですけれども、思うのですが、この4,000円の枠内でやられるって、予算積算された根拠が見えないのですけれども、そこをもうちょっと細かくというか、分かりやすくご説明いただいてよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

基本的に事業講師への依頼とかなので考えていて、下見につきましてもその状況により有料道路を使うとか、あるいは……

〔「いや、これ有料道路って書いてある」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） では、有料道路でいうと、下見に対して有料道路を使うかそのときに検討するものでございまして、もしかしたら使わないかもしれないと、取りあえずこの4,000円の中で対応をさせていただくことで考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 分かりました。分かったというよりも、正直ここの予算の今の使用料及び賃借料の中に下見という言葉すら出てきていないのです。あくまでも高齢大学の修学旅行ないしその館ごとに行くという話しか出てきていなくて、下見の話というのも出てきていないので、であればこれ以上聞いてもあれだと思えるのですけれども、有料道路通行料として4,000円上げられているものも、下見に関しての通行費用だとかという記載がないと正直分からないのと、あとこれほかの課のことになってしまうのですけれども、ほかの課では研修なりなんなり行くのに、高速料金幾らだとかというのを細かくやっぱり調べた上で記載があるのです。そのような上げ方をしていただかないと、先ほど落合委員のほうから聞いた段階で3か所に視察に行くって、有料道路、さすがに私も高速道路乗るので、あれなのですけれども、茨城だけでもこれ往復走ると4,000円では足りないのです。って考えると、とてもではないけれども、何でこういう4,000円という額が上がってきたのかなというふうになんかちょっと感じたので、今質問させていただいたのですが、そこら辺もうちょっと、下見なのかどうなのかも含めて、もう一回きちんとお答えいただけてよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

基本的にはこの課外学習の下見以外の部分のところもありまして、この4,000円はそれだけのものではなく、事業講師の依頼とかに使っているもので算定はしてあります。状況によっては、下見のほうにも一部使わせていただくような形になるかなと思っているところです。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） やめようと思っていたのですけれども、そうするとこれ有料道路通行料だけではないという話にまたなってしまうのですけれども、大丈夫ですか、今の答弁で。ここには、あくまでも有料道路の通行料として4,000円という予算で上げられていると思うのですけれども、今のお話だとそれ以外にも含まれているというふうにとれますけれども、それと、いいですか。あと、その下のバス借上料の中の32万2,300円の中に本番というか、3か所に行く通行料のほうが含まれているというお話でしたけれども、そうするとこの記載の方法もいかなのかなというふうになんかちょっと思うのです。やっぱり借上料は借上料として上げていただいて、高速料というか、有料道路通行料としてはまた別できちんと説明書きをいただかないと、これ資料も出ていないではないですか。そうなってくると、これだとあくまでも私たちの感覚だと資料見て、バス借上料でこれだけかかるというふうにはしか捉えられないので、それはちょっと今後の記載の方法なので、また今後改めていただければと思うのですが。

〔「休憩しよう、休憩している間に答弁まとめてもらおう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 皆様に申し上げます。

1時間が経過いたしました。質疑の途中ですが、ここで休憩させていただきます。

(午前10時28分)

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

(午前10時40分)

---

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。先ほどは失礼いたしました。先ほどの久保委員さんの質問に対して、答弁させていただきます。

有料道路通行料、こちらにつきましては公民館事業全体の中で必要となった事業の講師との打合せ等で行った場合に、有料道路を使った場合に使用させていただくということで計上しております。

基本的に下の借上料の高齢大学課外学習とはまた別個のものとして捉えております。こちらにつきましては、まだ現時点で正式な行き先等も決まっておきませんので、今回はこの有料道路通行料のほうには記載はさせておりません。ご指摘のありましたとおり、借上料の中の有料道路代分けるような記載というのは、またちょっと今後検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

ご丁寧な説明ありがとうございました。今課長のほうからしっかり令和5年度以降ですか、の記載の方法に関してはもう一度きちんと検討した上であれなので、ほかの課は先ほど申したとおり、やはりバス借上料と行き先が決まっていれば行き先までの高速代だとかというのを別記載にしてくれているので、今回有料道路通行料4,000円しかないの、そういうような使い道であれば、それに伴ったやっぱり記載の方法にしていればなというふうに思うのですが、来年度からお願いできますでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、その辺の記載についても検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

230ページなのですが、公民館施設管理事業の中の委託料ですが、この中細かいところで上がっている値上がりしているものがあるのですが、ちょっと抜粋して伺いたいと思っております。

まず、時間外管理業務委託料、これが令和3年だと907万5,744円だったのですが、これがちょっと上がっているのですが、この要因をお願いします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

こちらにつきましては、労務単価の増等が計上されております。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

窓口単価の増ということは、シルバー人材のほうに頼んでいると思うのですが、その単価が上がったということですか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

委員おっしゃられたとおり、労務単価が上がっているということで、その見積りによりまして計上しております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 分かりました。

それから、その下のほうの一般廃棄物収集運搬委託料、ごみの委託料ですが、これが令和3年だと31万6,900円だと思うのですが、これも値上がりしていますが、要因は何でしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 古寺です。

令和4年度は、中央公民館、給食センターのほうと一緒にのですが、給食センターのほうで一般ごみと給食の余りの残渣ですか、その収集が分かれることになって、それで結局今まで、例えば清掃車1台で済むものが2台必要になってしまって、中央公民館の一般ごみの分も必然的に上がってしまったということです。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

ちょっとよく分かりにくいのですが、給食センターのほうを一般ごみと残菜と分けて収集するから、公民館のほうのごみの収集費も上がったって、そういうことですか。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 古寺です。

今まで1つにまとめて集めていたものを分けることによって、中央公民館の分もその割合というか、上がった分、多少上がってしまったということなのですか。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

逆に言えば、給食センターのほうのごみの廃棄料に関しては下がったということになりますよね。それでよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 給食センターの分も上がっています。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 中央公民館分も上がって、給食センター分も上がったと、その上がった要因ということですか、その要因はそれで、いわゆる残菜と一般ごみを分別して分けるようにしたから、両方とも上がったと、そういうことですか。

○委員長（細谷光弘君） 中央公民館長。

○教育委員会社会教育課中央公民館長（古寺 靖君） 今まで結局一まとめにして集めていたものを分けることによって、中央公民館の分もその一般ごみの負担割合がちょっと増えてしまったということです。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） 西島です。ちょっと補足させていただきます。

4年度に関しましては、これまで給食センターのほうも一般廃棄物ということでごみは一括で収集運搬依頼しておりました。ですので、先ほどからお話のとおり、4年度からは収集運搬の方法を一部変更しております。詳細に関しましては、給食センターのほうの審議の際に聞いていただければと思うのですが、これまで一般廃棄物で全て一括していたものを一般廃棄物と食物残渣で分けております。

中央公民館に関しましては、給食センターと同じ業者で一括で契約した上で、予算については案分して載っけておりましたので、給食センターのほうで一般廃棄物と食物残渣に分けると、つまり収集運搬に係るトラックの台数が増えますので、費用に関して一部増えております。もともと中央公民館のほうはそこからの案分で予算計上してございましたので、総額の増に伴って中央公民館の分の予算についても増になったという経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 本来だったら給食センターが分けたのだとそっちだけが上がるというなら分かりませんが、中央公民館分が上がったというのはいまだに理解できないですが、ちょっと先行きます。

あと、印刷機器保守管理委託料なのですが、これ令和3年度だと28万8,090円だったと思うのですが、これが41万3,000円に上がっている要因というのをお願いします。

○委員長（細谷光弘君） 竹間沢公民館長。

○教育委員会社会教育課竹間沢公民館長（駒井 浩君） 駒井です。お答えいたします。

令和3年については、印刷機器の保守管理委託料、竹間沢公民館のほうは計上しておりませんで、ここで改めて印刷機のほうですか、新しく購入して、その増加ということになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、下の13の使用料及び賃借料ですか、ここでデジタル複写機借上料が入ってきていますが、これが竹間沢のほうの1台が増設になって、増設なのか、1台増えるというか、購入するので、その保守料ということでよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 竹間沢公民館長。

○教育委員会社会教育課竹間沢公民館長（駒井 浩君） 駒井です。お答えいたします。

こちら複写機のパフォーマンスチャージ料のほうは、これ印刷機とはまた別でコピー機のほうになりますので、要因としては別になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

229ページでお願いいたします。0003の公民館運営審議会でお伺いいたします。1の報酬ですけれども、公民館運営審議会委員報酬、これが委員長報酬が令和3年分が5,000円だったのが7,000円に増になっております。また、下の入間地区公民館連絡協議会もやはり委員長が前年分が5,000円だったのが7,000円に上がっておりますけれども、その増の要因をお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

こちらの報酬ですが、本来の委員に加えて、委員長のほうは1,000円加算させていただいております。今回のここで任期替えになりまして、新しく委員長となりました方が識見を有する者ということで、学識経験者の方がまた委員長になりましたので、識見を有する者として6,000円の計上をさせていただいた上にその1,000円をプラスさせていただいたということで、7,000円を計上しております。それが要因でございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、下の項目に識見を有する者6,000円とございますけれども、この委員長の方も識見を有していらっしゃる方ということで、実質は2名の方が識見がある方が加わっているという理解でしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり委員長、ほかもう一名が識見を有する者として登録されております。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。理解いたしました。

逆に委員のほうは9名だったのが8名に減になっておりますけれども、その要因をお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

1名今回公募したところ、誰も該当がいなかったということで、公募委員がいなかった、そういうことも要因と含まれていまして、1名最大の人数ではなっております。それが要因でございます。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、下の入間地区公民館の連絡協議会のほうも前年度は3名だったのが1名というふうに減になっておりますけれども、同様の理由ということでよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

こちらの入間地区公民館連絡協議会の研修等ですが、こちらは全員が出席ということではございませんので、過去の実績等を見まして委員長含め4名程度の参加ということで見込ませていただきました。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

先ほど山口委員のほうから質問があった230ページの12委託料の中の一般廃棄物収集運搬委託料、3館36万3,000円となっています。ちょっと令和3年度のほうの資料を見ましたら、令和3年度のほうの説明資料のほうには3館で、例えば中央公民館6,000円掛ける12か月掛ける1.17万9,200円とか、藤久保公民館も6,500円掛ける12か月とか、また竹間沢公民館、1万1,500円掛ける12か月というふうに細かく記載されていたのです。今回3館まとめて36万3,000円という記載なので、先ほどの説明だとほかの2館は関係ないけれども、給食センターと併設している中央公民館に限って1回だったものが2回収集ということで、この収集運搬費用というのが今までよりも多くかかるから、今回増額になっているという説明だったかと思うのですけれども、ここの昨年みたいに細かく公民館ごとに収集運搬費用というのが出ているのであれば、その説明をいただけますか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

今回の事業別予算の記載のほうは一括ということで載せていますけれども、今おっしゃられましたとおり内訳としましては藤久保公民館はやはり月6,500円を12か月分、竹間沢公民館1万1,500円の12か月分、中央公民館が9,500円の12か月分という形になっております。今回は、そのように計上させていただきます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 分かりました。ちょっと今お聞きしたので、計算できていないのですけれども、そうすると中央公民館だけが1か月に対して3,500円上がったので、その分が12か月分で増額になっているというふうに捉えて大丈夫ですか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えします。

今回の一般廃棄物収集運搬業務委託の要因は、そのようになっております。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 鈴木です。

231ページが一番上、前のページから続く使用料及び賃借料の借上料で、通信カラオケ機器が出ています。これ歳入のほうの使用料を見ても5か月分で計算しているのかなと思うのですけれども、これ令和4年はまだ当然始まっていないですよ。令和4年は、もう最初から5か月ぐらいしか最大でもカラオケは使わせないということなのか。令和3年とかを見ていると1年分計上していたので、1年分計上して様子を見て、駄目なときはちょっと使用中止にするとかでもよかったと思うのですけれども、その要因をお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

この通信カラオケ機器の借り上げにつきまして、契約が令和4年8月末までとなっております。これまで議会でもいろいろ聞かれているところではあるのですけれども、この2年間、こういうコロナ禍ということもあるのですが、利用がなかったということを考慮しまして、取りあえず契約につきましてはこの8月いっぱいまでとさせていただいて、またその中でちょっと必要性を感じた場合とか、また検討していきたいと思うのですけれども、あとは例えば大規模事業等である場合などは1日だけのレンタルとか、そういうこともありまして、そういう手法もいろいろ考えながら、今後世間の状況を見ながらまた検討はしていきたいと考えております。現時点ではそのように考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） つまり町の考えとしては、今設置してあるカラオケに関しては契約が切れたらもう更新はしないということかと思うのですけれども、それについては公民館の運営審議会とか、そういうところでも協議して最終的に決定するというものなのか、それとも8月で契約は更新しないというのはもう決定事項なのか、これは住民に対しても万が一聞かれた場合はお知らせする必要があると思うので、決まっていれば方針をお願いします。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

取りあえず契約の期間が終了したら、その時点で今までの借り上げは一旦そこで切れるということで、そのように考えております。これについてまた住民への説明等は、今後の手法が決定した時点でいろいろ周知は図っていきたくて思っております。今現在では、まだ公民館運営審議会とか、そういうところでは諮ってはおりません。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

今の同じところで、カラオケなのですけれども、8月以降は今現状ではカラオケそのものがもう公民館ではできないという予定でよろしいのですか。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

通信カラオケにつきましては、一応8月いっぱいをもちまして使用できなくなるという形で考えています。

けれども、ただ先ほど申しましたように1日レンタルとか、何かそういう方法もございますので、それについてはまた検討して、大規模な事業等には対応できるように考えてはおります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

1日レンタルというのは、公民館事業ではできるかもしれないのですけれども、住民主導で借りたい場合はできませんよね。区とかでカラオケをやっているところがあるのですけれども、それではもうそれ通信カラオケができないという答弁だと、違うカラオケはできるということなのですか。今はコロナでできませんけれども、コロナが明けたらとかということで予定はしている、事業計画の中にあるのですけれども、区とかですね。それは、できないという考え方でいいのですか。どうなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 小川です。お答えいたします。

現時点で借りている通信カラオケは8月をもって返却という形になりますので、同様な形では9月以降はできないものと考えております。ただ、いろいろな手法を今考えておまして、ただ例えばカラオケ自体、通信カラオケはできないのですけれども、カラオケのサークルの人たちなどは自分で持込みでやって、練習とかはしておまして、大部分がそういう団体ではございます。ただ、9月以降通信カラオケの使用はできないので、またいろいろ1日レンタル、それ以外のまたマスメディアの媒体等もございまして、ただまだその辺は研究していきたいと思うのですけれども、基本的にはこういうコロナの状況ですので、一旦そこは検討させていただいて、コロナが明けてやはりこれが必要だという状況がまた出てきたら、また検討はしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） それでは、以上で目3公民館費の質疑を終了させていただきます。

以上で、社会教育課が所管する予算に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時00分）

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前11時04分）

---

○委員長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） 西島です。

図書館の審議の前になりますけれども、お手元と、それからシステムのほうにアップロードさせていただいたとおり、事業別予算書のほう、92ページから93ページの政策推進室の部分、それから199ページ及び211ペ

ページの教育総務課の部分、それから233ページの図書館に関する部分につきまして、一部固有名詞を使ってしまっていたところがありましたので、お配りさせていただいたとおりの正誤表のとおり一般的な名詞のほうに変更させていただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

○委員長（細谷光弘君） この件につきまして何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） それでは、この正誤表のとおりとさせていただきます。

引き続きまして、図書館が所管する予算に対し質疑を行います。

まず、歳入から行います。事業別予算説明書37ページから42ページ、款20諸収入、項5雑入、目5雑入の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目5雑入の質疑を終了いたします。

続いて、歳出に関する質疑を行います。事業別予算説明書231ページから235ページ、款10教育費、項4社会教育費、目4図書館費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

233ページの先ほどの正誤表のところなのですが、広域イーサネットサービス回線工事ということで、このまず広域イーサネットサービスってどのようなものか、内容についてお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 図書館副館長。

○教育委員会社会教育課図書館副館長（越前谷 理君） 越前谷です。お答えいたします。

こちら全庁的なネットワークの増強工事の一環になりますけれども、図書館部分につきましては図書館システムのオンラインネットワークの増強工事ということになりまして、図書館を運営していく貸出し等の管理をするシステムのネットワークの増強工事という部分に当たるものでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 貸出しについては、今職員のほうで対応してやっちらかっていると思うのですが、これを行うことによって住民との貸出しのところについてはどのような形になっていくのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 図書館副館長。

○教育委員会社会教育課図書館副館長（越前谷 理君） 越前谷です。お答えします。

現在なのですが、学校のほうの回線と同居していることもありまして、オンライン授業の推進に当たりまして、図書館のシステムの通信速度が落ちてしまうというか、思わしくないこともございまして、例えばなのですが、貸出しの際にバーコードをピッと読み取るですとか、そういったシステムを立ち上げるですとか、あとはそのシステムを通じてインターネットで情報を検索する際の速度が落ちてしまうとかいうことで、特に窓口の対応をする際にそのシステムの速度が遅いことによって、対応に支障を来してしまうとい

うところが一番大きな要因になるかなと思います。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

今図書館の中の貸出しをもっと便利にするために利用するのかなと思ったのですが、それもあるけれども、学校との関係のオンラインとかでやっていくという、学校のほうのつながり方のそういったことをしていくためと、その2通りを考えられるということではよろしいのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 図書館長。

○教育委員会社会教育課図書館長（代田知子君） お答えします。

そうではありません。学校は学校でオンライン授業をしております。それと、今回線が同居しておりますので、学校が活発に授業を促進させる必要があるのも、やっておりますけれども、それに伴い、窓口で何か検索しようとしたときにインターネットが止まってしまったり、かなり速度が遅くなったりしてしまうという、ですからそれを改善させるために学校と連携をするというわけではなくて、図書館の検索業務などのオンラインの速度を上げるために改善していただくものです。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 私のほうでは、今借りに来る住民との窓口の対応とかで現在やっているのも、あまり支障はないのかなと思っていたので、それをよりよくするために取り入れるのでしょうかけれども、現在やっているのもあまり支障はないかなと思っているのですが、最後にその辺ちょっとお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 図書館長。

○教育委員会社会教育課図書館長（代田知子君） 現在支障がございます。といいますのは、実際にお客様をお待たせして、作業をするときにパソコンの動きが物すごく遅いものですから、待っていただかなければならないので、それを改善するという工事をしてもらおうということです。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

233ページでお願いいたします。今の質問の11の役務費のところなのですが、一番上にある契約者回線料が前年でいきますと3万4,200円ということで令和4年度分が上がっているわけなのですが、今ご説明にあったということと連動して上がっているという、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 図書館副館長。

○教育委員会社会教育課図書館副館長（越前谷 理君） 委員ご指摘のとおり、先ほどの回線工事に伴う増強に伴いまして、回線料も上がるという形になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。理解いたしました。

その上のところにあります印刷製本費でバーコード代なのですが、これも令和3年分は3万円ということだったのが3万5,000円になっておりますので、その増の要因をお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 図書館副館長。

○教育委員会社会教育課図書館副館長（越前谷 理君） 越前谷です。お答えいたします。

こちらバーコードに使用している原材料の高騰であったりということで、やむを得ないということで業者のほうからは提示がありました。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。いろんな高騰の影響があることと理解いたしました。

その下の貸出券ということなのですが、令和3年のときになかった項目かと思えますけれども、まずこのご説明をお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 図書館副館長。

○教育委員会社会教育課図書館副館長（越前谷 理君） 越前谷です。お答えいたします。

こちらおよそ2年に1度計上させていただいているものでございまして、1回に2,000枚ということで毎回計上させていただいておるのですが、こちら大体年間新規登録者がおおよそコロナ前であれば900人ぐらいいましたので、1年間、それと再発行者に対しても提供しておりますので、年間1,000枚ぐらいは必要かということで、2年間分で2,000枚ということで計上させていただいておるところでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

ございませんか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

ページでいきますと、234ページの図書館資料整備事業なのですが、図書館の資料購入費、これ随分前から下がり続けているのをすごく危惧していたのですが、一部の住民の方は三芳の図書館行っても蔵書がないから、富士見市行くとか言っている方もいらっしゃって、このまま減り続けていって十分な蔵書が確保できるのか。2市1町で融通しているというのは知っていますが、やっぱり身近な図書館行って必要な蔵書がないというのはまずいと思うのですが、その辺はどうお考えなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 図書館長。

○教育委員会社会教育課図書館長（代田知子君） 図書館です。お答えいたします。

確かに資料費はたくさんあればありがたいのですが、やはり財政的な問題もありますし、なお今現在新しい図書館に移行するに当たってスペースが今の図書館にありませんものですから、あまり長く利用されていない本だとか、そういうものを廃棄したりしないと新しい本が買えないというような実情もございません。今はなるべく必要な資料を精査して購入し、利用していただき、あと新陳代謝を図るところに大きな力を注いでおりますので、新しい施設ができる際にはたくさん資料をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

235ページですが、特別講演会事業ということで毎年図書館の目玉になるような講演会開いてきましたけれども、令和4年度、これゼロになっている理由お伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 図書館長。

○教育委員会社会教育課図書館長（代田知子君） 特別講演会事業は、町制施行50周年プラス1の事業と、あとよみ愛・読書のまち5周年の事業ということで講演会を昨年度開いたのですが、そのときに初めて設置した項目ですので、ほかの講座でも作家さんをお招きする予定とかはあります。そこでは有意義な事業を展開させたいと企画しておりますが、特別講演会という項目では今年度は行わないということでございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにありますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目4図書館費の質疑を終了いたします。

以上で、図書館が所管する予算に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時16分）

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前11時17分）

---

○委員長（細谷光弘君） 続いて、文化財保護課が所管する予算に対し質疑を行います。

歳入から行います。事業別予算説明書22ページから23ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目5教育費国庫補助金の質疑を終了いたします。

続いて、29ページから30ページ、款15県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金の質疑を行います。質疑をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目7教育費県補助金の質疑を終了させていただきます。

続きまして、33ページから34ページ、款17寄附金、項1寄附金、目5教育費寄附金の質疑を行います。質疑をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目5教育費寄附金の質疑を終了させていただきます。

続いて、36ページ、款20諸収入、項4受託事業収入、目2教育費受託事業収入の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（細谷光弘君） 以上で目2教育費受託事業収入の質疑を終了いたします。  
続いて、37ページから42ページ、項5雑入、目5雑入の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（細谷光弘君） 以上で目5雑入の質疑を終了させていただきます。  
続いて、歳出に関する質疑を行います。事業別予算説明書92ページから95ページ、款2総務費、項1総務管理費、目18地方創生臨時交付金費の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（細谷光弘君） 以上で目18地方創生臨時交付金費の質疑を終了いたします。  
続きまして、226ページから228ページ、款10教育費、項4社会教育費、目2文化財保護費の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。  
桃園委員。

- 委員（桃園典子君） 桃園です。  
227ページでお願いいたします。14の工事請負費、工事費ということで、旧島田家住宅かやぶき屋根差しかや工事ということで工事費として1,760万円が計上されております。私も決算特別委員会のときに質問させていただきまして、非常に朽ちてきている状況を危惧していたわけですが、ここで計上していただけて、大事な文化遺産が保護されることに安堵しているところなのですけれども、この工事に関しましては特殊な工事ということですが、専門家の方が当たられるかと思うのですけれども、何人ぐらいの専門家の方が来られるのでしょうか。

- 委員長（細谷光弘君） お答えできますか。  
文化財保護課長。

- 教育委員会文化財保護課長（柳井章宏君） 柳井です。お答えいたします。  
こちらの工事の業者につきましては、今のところ登録というか、できる業者が2者ほどございまして、近隣とか関東圏内のかやぶき屋根を結構工事をされている業者さんになります。どちらが安価に上がるかというのはこれから決定をしていくわけでございますので、どちらの業者にしても問題はないかとは思っております。

以上でございます。

- 委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

これから契約をして事が進んでいくかと思えますけれども、契約が終了した後、おおよそいつぐらいから工事が始まるという計画でしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えいたします。

実質的には二、三か月で工事のほうは終了するかと思うのですが、かやが蒸れない乾燥した時期にやる必要がございますので、工事自体は11月頃から始めまして、3月までには終了させるという工期で考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、この大がかりな工事になるかと思えますけれども、これを1度このように工事をするとおおよそどのぐらい耐用年数といたしますか、それを見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えいたします。

一般的には、1度まず移築工事をした後に10年ごとには差しがや工事が必要になるというのが一般的でございます。こちらの旧島田家住宅でいいますと、1996年に移築をしまして、12年後の2008年に差しがや工事を1回目行っております。その後14年後の今年、2022年、差しがや工事の2回目という形になります。実はこの差しがや工事というのは2回が限度でして、次は今度全面的はふき替えということになりますので、おおよそ10年から12年後、大体2034年頃には次は全面ふき替えということになっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

落合委員。

○委員（落合信夫君） 落合です。

この島田家の今のことなのですけれども、差しがやってかやを、全部かやでやれば昔やっぱり30年はもったということなのですけれども、これ差し替えとか、いろいろ10年で1回やるとかというけれども、ただいま乗っている屋根の材料を再利用ではないですけれども、下へ入れて、昔はそういう工事したのを見ております。そうしないと、やっぱり厚みが出ないとあれだから、なるべく厚みを出して、材料も小麦の殻で下のほうはやって、上だけかやでやったような。それで、今回はまだ差し替えという、だから足場だけ組んで少し傷んでいるところをちょっと差すだけ。これは、でも足場かけて、ただ職人が乗って行って差すという、そういう工事なのですか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 227ページの11番の役務費の中の手数料で、発掘現場仮設トイレくみ取り手数料とありますけれども、それで次のページには発掘現場仮設トイレ借上料が3回というふうになっているのですけれども、この3回のうちくみ取り手数料が2回という、この3回のうち2回をくみ取り手数料というふうに考えているのですけれども、その辺の3回と2回の違いについてお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えいたします。

まず、こちらの13番の借上料の件ですけれども、こちら3回となっていますのは発掘現場の簡易トイレを借りるのであるけれども、こちらの金額には最後のくみ取りまで金額が入っております。1回当たりこの料金ということになっております。ご質問ありました役務費の2回につきましては、発掘現場が長期にわたった場合に途中で満杯になってしまうことがございますので、そのときのくみ取りとして2回分予算を計上させていただいているということになっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 2回分のほうの長期というのは、大体何日間ぐらいのことを長期というふうに捉えているのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

やはり季節によって変わるのであるけれども、夏場ですと結構皆さん汗かきますので、そんなにトイレの回数多くないのですが、冬場寒うございますので、おおむね、今作業員さんの人数にもよるのですが、大体1か月半から2か月ぐらいたちますと、トイレのほうが満杯になってきますので、その際にはこの役務費の手数料使わせていただいて、一回途中でくみ取るというようなことで考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） それと、228ページの今の3回というこの回数を定めたその理由について、どのようにしてこの3回と定めたのかお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

例年の実績を鑑みまして、この回数にしているところでございます。近年発掘現場のほうは件数が少ないです。3回で十分足りているという現状でございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目2文化財保護費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、235ページから240ページ、目5 歴史民俗資料館費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

239ページでお願いいたします。10番の需用費の中の印刷製本費、旧島田家住宅リーフレット印刷製本費、これの内容について教えてください。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

こちらは、現状でも刊行しておるのですが、三つ折りの旧島田家住宅の解説のパンフレットになります。こちらの残部がもう来年度の初め頃には尽きてしまいそうなので、こちらを新しく作らせていただくというものになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

この5,000部というのは今、残が少なくなったのでということでしたけれども、5,000部を刷るとおおよそ何年分ぐらいと想定して5,000部刷られるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

これまでの実績から考えますと、おおよそ3年ぐらいかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

この島田家のリーフレットに関して、置いてある場所は町内どういうところに置いてあるでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

当然歴史民俗資料館、あとは旧島田家住宅に置いてございます。スポット的にはなりますけれども、例えば観光のイベントですとか、資料館のイベントですとか、あとは対外的な視察に来られた方々に一緒に入れてお配りするというような形で配布を行っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

新しくかや差し替え工事もされることもあり、せっかくの文化遺産なので、人が集まる場所にもう一重公民館でありますとか、そういうところに配置をするようなご検討は考えていらっしゃるかどうかお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

委員おっしゃるとおり、せっかく作るものですので、ふき替え工事も行いましてきれいになりますので、

様々な場所で広く配布を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

落合委員。

○委員（落合信夫君） 落合です。

239ページの光熱水費というところで木ノ宮とか、島田家とか、いろいろ電気とか水道のことでちょっとお聞きしたいと思います。木ノ宮のトイレは、お地蔵様の中にあるやつですけれども、もう前からちょっと傷んでいて、今真っ黒になって格好悪い、そんなわけでいつかまた調べてやってください。

それと、また旧島田家の住宅の電気料がこれその割に高いのですけれども、この前もちょっと言ったのですけれども、トイレの電球がやっぱり古い電球で金が、LEDとかにすればかなり安くなると思うのですけれども、替える予定は、もう前から言っているのですけれども、ないのですか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護課長。

○教育委員会文化財保護課長（柳井章宏君） 柳井です。

トイレの構造のことについては、確かに島田家できてからずっとそのままといいますか、電気については男女20ワットの蛍光灯が2灯ずつついているという形になっております。ただ、このところで改修等につきましては農業遺産の関係もございまして、そちらのほうがかめたく世界のほうで認定をされるような状況になりましたら、併せて利便性も考えながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 落合委員。

○委員（落合信夫君） 島田家の電球に対しては、本当に7時から7時までとかって電気を送っていて、夜は通りがかった人が入らないようにということだか知らないけれども、7時になると電気が切れてしまうのです。だから、そういうあれではなく、今度新しいのをつけるのだったらセンサーライトみたいにしてやればいいかなということでございます。

また、木ノ宮のお地蔵様のトイレも本当にもう何年も前から言っているのだけれども、ここで盆踊りがないので、そんなにあふれたりなんかしないですけれども、盆踊りがあると物すごくあふれてしまって、幾らかもう10年も前からそんなことをやっているのですけれども、やっぱり文化財というようなところが観光産業課の散歩道のトイレにも利用しなくてはならないというところで、行ってちょっと写真でも撮ってくれば本当に真っ黒に水が漏れているところが出てしまうのです。そんなわけで……

○委員長（細谷光弘君） 質問については……

○委員（落合信夫君） よろしく。

○委員長（細谷光弘君） ご質問の内容は、水道代なのでしょうか。お答えは大丈夫ですか。くみ取りの関係だとちょっとこの予算には出てこないということだと思っております。質問は大丈夫ですか。

○委員（落合信夫君） そのトイレの長い間そういうふうに不便で格好悪かったのですけれども、いつかやってもらえるような状況にはなかなかならないのですか。

○委員長（細谷光弘君） 水道代ということには含まれていないと思うのですが、今後、トイレのくみ取り

になってしまっているのかな。

〔「水道料じゃなく」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） ですから、それが。大丈夫ですか、質問としては。水道代なので、違うということ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

238ページ、資料館の管理運営事業のこれ一番最後に刈り払い機取扱者安全衛生教育というのがあります。これ職員の方がこの教育を受けるということによろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 令和3年度にもこの衛生教育を受けていらっしゃるようなのですけれども、新しく配置された職員の方が受けるためのこの教育ということでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護課長。

○教育委員会文化財保護課長（柳井章宏君） 新しく入った職員は、3年度に取らせていただきました。従来いる職員がまだ持っていなかったものですから、その職員も使えるように取らせていただくということになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） では、この刈り払い機というのは、雑草刈りの大きな回しながら取る機械だと思うのですが、あれってほかのところなんかは雑草業務で委託して、事業所に雑草業務ということで委託しているのですけれども、資料館は雑草を刈るのは、これは自分たちでやっているということで、これ計上されているから、そうなのかなというふうに思ったのですが、なぜ業者に委託をしないのですか、雑草刈りのところ。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

こちらの刈り払い機につきましては、主な用途としては伝統的にこの地域に伝えられている落ち葉堆肥農法に絡む落ち葉掃き、これの前段として下草を刈らなければ落ち葉を集められないものですから、熊手に草が引っかかってしまいますので、大きな用途としてはそちらの下草を刈るために刈り払い機を使うということになっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護課長。

○教育委員会文化財保護課長（柳井章宏君） 補足をさせていただきます。

資料館のほうでは、こぶしの里の落ち葉掃きを体験をさせていただいているということがございますので、そちらにバヤ刈りというか、刈り払いを利用すると。

もう一点につきましては、発掘現場でやはり夏場等は雑草が大分出てきてしまうということがございますので、そちらのほうのことも職員が刈り払い機を使って雑草刈りを行うという形になっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

この刈り払い機がそのような使われ方をしているということで、職員の皆さんは危険がないようにしっかりと教育を受けていただきたいと思います。資料館の雑草刈りというのは別にしなくても大丈夫ということでしょうか。1つ前のページ、237ページの委託料のところには資料館の樹木管理業務委託料はあります。だけれども、雑草というのがないのですが、どのようにされていますでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護課長。

○教育委員会文化財保護課長（柳井章宏君） 柳井です。お答えいたします。

資料館につきましては、池上家の前だけが土がある部分になっております。その他の部分につきましては、ほぼアスファルト化しておりますので、日常の清掃の段階で雑草をむしっていただければ十分に対応できるという状況でおります。ですので、樹木管理の中には雑草の除去というのは含まれておりません。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

井田副委員長。

○副委員長（井田和宏君） 井田です。

236ページの資料館管理運営事業の中の修繕料、上富小学校屋上サイン修繕入っていますけれども、この修繕ですよ。今ある解説板の修繕をする、塗り直すというイメージでよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

委員おっしゃるとおり、今2枚看板がかかっておりますけれども、こちらについては劣化がかなりひどい状態でございますので、その板面だけを外しまして、枠はまだ使えますので、その板面の中身をまた見直した上で新しいものに張りかえるということになっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 井田副委員長。

○副委員長（井田和宏君） 内容は変わらずそのまま、今後世界農業遺産等を見据えた場合に内容も変えたほうがいいのかという個人的な見解はありますけれども、内容はそのままということよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 文化財保護担当主幹。

○教育委員会文化財保護課文化財保護担当主幹（大久保 淳君） 大久保です。お答えします。

委員おっしゃるとおり、世界農業遺産のこともございますので、内容については全く同じではなくて、見

直した上で必要なものは加えて、修正しながら作っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目5 歴史民俗資料館費の質疑を終了させていただきます。

以上で、文化財保護課が所管する予算に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時44分）

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前11時45分）

---

○委員長（細谷光弘君） 続いて、学校給食センターが所管する予算に対し質疑を行いたいと思います。

事業別予算説明書37ページから42ページ、款20諸収入、項5 雑入、目5 雑入の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

41ページの学校給食費の中で、給食試食会は給食センターの所管だと思ったのですけれども、違いましたっけ。だと思しますので、質問させていただきますけれども、令和4年度開催の予定というのはあるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 長谷川です。お答えいたします。

コロナの状況によるかと思いますが、希望があれば開催をさせていただきたいと思っています。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

コロナで今まで中止というような説明があったと思う、やらなかったというご説明があったと思うのですが、そもそも希望がなければやらないということなの、それとも試食会やるので、希望を募るということではないのですか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今委員おっしゃったように、希望があればやらせていただくというようなことでございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で目5 雑入の質疑を終了させていただきます。

続いて、歳出に関する質疑を行います。事業別予算説明書240ページから243ページ、款10教育費、項5保健体育費、目1学校給食費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

241ページで、学校給食センター管理事業の節10需用費、賄い材料費があります。こちらについては、この予算額で令和4年度足りるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 長谷川です。

これで足りるように努力してやりたいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほど歳入でお聞きしましたがけれども、試食会とかやらなければこの分は下がるって考えても、それでもいいのですか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 基本的にはその分も見込んでいますので、それが全く開催がなければ基本的には下がるということですが、そのときの状況を見ながら、若干調整はさせていただくので、ぴったりその分下がるということにはならないと思います。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

調整というところで、例えば今もう材料費の高騰とかがあると思うのですが、試食会をやらなければその分を使ってということではなくて、総枠としてこのままで学校給食を運営していくという考えでいいのかということでは聞いていますけれども、調整というのがどういう調整になるのかという聞き方したほうがいいのですか、では。どうなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 常に人数的には予算立てをしてあったとしても変化したりしますので、欠席が出たりとか、いろんな様々な部分で人数の変更とかかかってきたりしますので、なるべくこの中の予算でそれを調整して賄い材料費として使わせていただきたいというふうに思っています。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

調整の中で、年度末に近くなってきたときに足りなそうだなってなった場合には、どうやって調整していくのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 様々給食センターにおいては、給食の材

料について栄養価等も考えながらやっていくところがございますが、様々食材については工夫する余地はあるかと思っておりますので、そういう中で工夫をさせていただければというふうに思っています。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 善美君） 林です。

242ページ、12の委託料の中で一般廃棄物収集運搬業務委託（残渣）のところが昨年よりも上がっているプラス計算の方法が変わっているようなので、説明をお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 長谷川です。お答えいたします。

この一般廃棄物収集運搬委託料の給食残渣につきましては、基本的なことといたしまして、今までは給食残渣につきましては回収をさせていただいて、環境センターのほうへ入れさせていただいておりました。令和4年度におきましては、給食の残渣、それから野菜くずですか、それらのものに関しましてはバイオマスの施設のほうへ搬入をさせていただきたいというふうに思って、予算を計上させていただいたところでございます。その中で、今までの給食の残渣の部分に関しましては、4年度の予算といたしましては44万円を計上させていただいております。そのほかにバイオマス施設側に入れるものとしましては、一応2万8,000キロを見込んでおまして、キロ当たり32円かかるということになっておりますので、それに消費税を掛けたものというような計算式になっております。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） 林委員。

○委員（林 善美君） ちょっとあまり分からなかったのですが、今までと同じやり方でやっているとして44万円だったところが、処理方法が変わって1キロ当たり32円分かかるというのはその処理にそれだけかかるということでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今までも環境センターに入れてはおりましたが、直接的には処理料は払っていなかったということで、全く無料だったということにはならないかと思いますが、今回につきましてはバイオマス施設に入れるに当たって、処分料を直接の代金としてキロ32円取るということでございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

ただいまのところですが、ということは整理させていただきますと、これまでは環境センターのほうに持ち込んでいたと、令和3年度は36万9,600円計上されていたと思いますが、令和4年度、2万8,000キロ掛ける32円の分はバイオガス施設のほうへ行くと、44万円の分についてはこれまでどおり環境センターのほうへということでよろしいのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今委員おっしゃったように、44万円のほ

うは環境センターではございません。バイオマス側の収集運搬時の金額になります。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

ということは、先ほどの所長の説明ですと、今までの給食の残渣は環境センターのほうへ持ち込んでいたけれども、令和4年度から全部がバイオガス発電ではないですよ。先ほど野菜とかなんとかっておっしゃっていましたが、全量バイオガス発電ではないと思うのですが、いかが。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 残渣につきましては、全量バイオマスガス施設です。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 分かりました。

では、今回バイオガス施設のほうへということは、そちらに環境面というか、SDGsと申しますか、そういった関係、バイオガス発電のほうに持っていくというのは、それはいいことだと思うのですが、ただし費用面に関しては大幅に増加するということにおいて、これはどのように評価しているのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 費用面、直接的ではありますが、32円キロ当たりかかるということになります。ただ、このバイオガスにつきましてはCO<sub>2</sub>を排出しないということにもなっておりますので、またこの給食残渣につきましては大変水分を多く含んでおりまして、それらを焼却処分するというのはかなりのエネルギーを使うというふうに言われておりますので、全くCO<sub>2</sub>を出さないという有効な方法ですので、これを取り入れたいというふうに思ったところであります。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

では、環境センター、ふじみ野市も利用しているわけで、あるいは富士見市も学校給食の残渣は既にバイオガス施設のほうに運んでいたと思うのですが、三芳町も令和4年度からそれを実施するに至った理由というか、今までで富士見市、ふじみ野市に合わせるような形で行っていなかったのかということをお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） お答えいたします。

富士見市は、若干時期は違っているかと思いますが、そのほかはまだということだったと思いますが、より一層こういう時代でもありますし、環境に配慮した方法のほうがいいのではないかとということで、今回計上するに至ったということでございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

環境面ということで理解させていただきましたが、その下の一般廃棄物収集運搬の一般のほう、これについてもかなり金額令和4年度上がっているのですが、その理由についてお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今まで給食残渣と一般のごみと1つのパッカー車で運んでいたものになりますが、今回から車を別にするということになりまして、車の部分と、それから運転手の部分ということで見積りを取った結果、若干ですが、上げさせていただきたいというなお話があったということでございます。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

ということは、先ほど所長はいらっしゃらなかったのですが、あれなのですけれども、中央公民館のごみ運搬のところでもあった議論だと思えるのですけれども、要するに今までは給食センターと中央公民館の分を一緒に運んでいたと、それを双方案分していた。ところが、今回は、令和4年度は中央公民館の分、それから学校給食センターの分、別々にやることになったので、その分費用が上がったという理解でよろしいでしょうか。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） いや、今言ったようなことではございません。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） あくまでも今までどおり一般ごみに関しましては、給食センターのごみと中央公民館のごみは一緒に運ばせていただきたいというふうに思っております。ただ、給食残渣の部分をバイオマスガス施設のほうへ入れることになりましたので、その関係上車と人工を増やさなければならぬということが発生しましたので、その分を増額するという部分でございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

同じところ、242ページの今の給食センターの残渣のやつと一般のやつなのですが、今まで全部一緒に中央公民館も含めて1台の車で運んでいたと、環境センターに。それが残渣の部分だけバイオマスのほうに運ぶ、この運搬費は増えるというのは分かるのです。だけれども、一般の部分は今までも運んでいたのを分けて、残渣を分けたのですから、上がるはずがないのだけれども、中央公民館分も増えて、給食センター分も増えているのが分からないのです。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 委員の言っていることはよく分かるところでありますが、業者に見積りを取った結果、ごみの量とかは直接そんなには関係はないのでしょうけれども、4年度の事業を行う上でどうしてももうちょっと上げさせていただきたいというなお話をいただいたので、この金額になったということでございます。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） では、確認ですが、最後にしますが、残渣の部分と分けたことによって一般の部分が上がったわけではなくて、要するに一般の処理分は見積り取ったところ、令和4年に関しては上げてくれという話があったので、上がったという理解でよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今委員がおっしゃったとおりでございます。

○委員長（細谷光弘君） 最初の今までは1台で全部焼却で送っていたものに対して、今度はバイオマスのほうに残渣だけを別のトラックで運ばなければならなくなったわけですね。それで、一般のごみに対してはまたもう一台さらに車両が必要だということで上がったということだと思っております。

久保委員。

○委員（久保健二君） さっき社会教育のほうでも説明かなりいただいたので、大体のことは理解はできているのですけれども、今話聞いていたらまたちょっと分からなくなってきたのですけれども、例えば町内のごみ収集ってふじみ野市との負担割合というのがあると思うのですけれども、その際ってごみ量でやっていますよね。そうすると、今お話がいろいろ出ていて、今回残菜分と一般廃棄のほうで分けるってなると、今まで残菜と一緒にしていたものが分けられることによって一般廃棄というか、一般ごみのほうの収集量というか、ごみ量というのは減ると思うのです。そうすると、そっちの分に関しては逆に減っていいのかなって思うのですけれども、同じか減っているなら分かるのですが、そっちの部分だけを見ても上がっているから、さっきから出ているように何で一般廃棄のほうも上がってしまうのという質問だと思うのですが、そこをもう少し詳細教えていただいてもいいですか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 先ほど山口委員にもお答えしましたとおり、その部分はよく皆さんのご質問として分かりますが、見積りを取った結果、業者のほうからは今までの金額ではちょっと厳しいので、ごみ量は関係なく、もう収集運搬料を上げてほしいという要望があったということでございます。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

そうすると、今まで、例えばですけれども、ここで令和4年度から分別をして収集に当たるから、それで1回が2回になったから、増額になるのは分かるのですけれども、そうではなく、例えばですけれども、分別なしで同じような収集方法をしたとしても、令和4年度から上がったというふうに捉えて大丈夫ですか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 私自身そのように捉えております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

243ページでお願いいたします。12の委託料に真ん中ら辺なのですけれども、昨年、令和3年度になかった排水管清掃業務委託料が計上されております。これは、排水管清掃は毎年あるのかなと思っていたのですけれども、昨年なくて今回あったという計上というところをちょっと教えてください。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 長谷川です。お答えいたします。

給食センターも建ってから多少年数がたってきましたので、排水管の詰まり等若干目立つようになってきたということでございます。基本的には給食センターというような施設は、基本的にこういう排管の清掃というのは毎年やるのが常だそうで、ここに至って計上をさせていただいたということでございます。

○委員長（細谷光弘君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

ということは、給食センターがオープンされて今回、令和4年度に初めて排水管清掃を行うということでよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今まで詰まりぎみになって業者を呼んで清掃をしていただいたということもありますが、こういうふうに業務委託としてきちんと計上するというのは4年度からということになります。

○委員長（細谷光弘君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

では、これから状況を見てやるのか、それか毎年計上していくのかってどちらでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 基本的には毎年計上をさせていただいて、大体詰まる箇所というのは決まっているようなので、そのところの流れのところをしっかりと清掃をさせていただければというふうに思っています。

○委員長（細谷光弘君） まだほかにありそうですか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 1点だけちょっとこれは総務課かどこなのか、デジタルなのか分からないのですが、先ほど中央公民館長の答弁で、残渣と分けるから上がるといった答弁があったはずなのですが、ところが今の話だと違って、それとは関係なく一般収集のごみの単価が上がると、上げてくれという業者からの要望があって、それに応えたから上がるということになると答弁が食い違っていると思うのですが。

○委員長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） 西島です。お答えいたします。

私としましては、給食センターの所長と予算ヒアリングもちろんさせていただいておりまして、当初はそこまでバイオマスのほうへの処分というのはあまり考えていなかったのですが、その当時の予算としては前年とほぼ同額で見積り頂戴していたので、その後改めてお話しする中で、バイオガス業者に出しているかというお話の中で改めて見積りを取り直したところ、そのタイミングでというとあれなのですが、金額について多少見直しをさせてほしいというようなお話を頂戴したのが経緯でございます。そういったこともございまして、今回バイオガス業者のほうに出していくことをきっかけとして金額が上がったという意味で説明させていただきました。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） よろしいでしょうか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 質疑の途中でございますが、ここで昼食のため、休憩を取りたいと思います。

（午後 零時 07分）

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午後 1時 11分）

---

○委員長（細谷光弘君） 午前中に引き続き、目1学校給食費の質疑を行いたいと思います。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

すみません、午前中に引き続きの質問にはなってしまうのですが、もう一度少し理解できていない部分があるので、教えてください。まず、242ページの先ほど来出ています一般廃棄物のところなのですが、それで令和4年度から残渣の分がバイオガスのほうで処理されるということで、44万円とあと2万8,000キロということで142万5,600円が計上されているわけですが、令和3年度のほうの説明書を見ても、やはり残渣の分と一般の分というのが分別はされているのですが、分別をして収集をするから、その分収集運搬料が上がったという説明があったかと思うのですが、去年もこうやってみると分別はされているようなのですが、もう一度ちょっとよく分かるように説明いただいてよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 長谷川です。お答えいたします。

ごみに関しまして、その給食の残渣の部分と一般ごみの部分は、普通にごみ袋等に入って集積所に置かれるというようなもの。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） すみません。私が聞いているのは、先ほどセンター所長ではないのですが、社会教育のほうでは今年度から収集運搬費のほうが増額になった理由として、昨年までは一般廃棄と残渣のほうと一緒にいたので、1回の収集運搬費用でよかったという話が、令和4年度から2回に分けられるので、その分費用が上がったという説明があったのです。なのですが、令和3年度の資料を見ても、残渣の分と一般廃棄のほうちゃんと分別されて計上されているので、そうすると分別されているということは、令和4年度から分別を改めてするものではないのかなというふうに、これを見ると取れるのですが、そこら辺どうなのですかという今質問なのですが。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今までも、それは今委員がおっしゃっているのは収集の部分で、多分社会教育のほうでお答えしたのはトラックに載っかるところの段階と話がちょっとごっちゃになっているような気がします。1つのパッカー車のところに給食の残渣と一般ごみは一緒に入るということであって、今委員がおっしゃっているのは、その収集の建物から出るごみの段階の部分とパッカー車に載っかっているところの部分の話がごっちゃになっているような気がしますが。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） いや、ちょっと私もごっちゃになっているのかなって分からないのです。

けれども、記載方法としては全く一緒なのです。昨年で言えば3年度のほうを読み上げますと、一般廃棄物収集運搬業務委託料の残渣と一般廃棄物収集運搬業務委託、一般というので、ちゃんと分別して出ているのです。運搬業務委託料として出されているので、そうすると令和4年度も同じような記載なので、分別は令和3年度もされていたのではないですかという話で、そうするとされているのであれば、どういう形態の違いで、先ほど2回収集が必要になるのかならないのかとかで、去年も分別されているということは、2回されていたのであれば一緒なのかなと思って今お聞きしているのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） だから、先ほどから言っているように、もちろん分別されて収集されるのですが、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんけれども、パッカー車に載る段階では、給食残渣と一般ごみは合わさって1つのパッカー車に載って環境センターに行くのです。そういう意味の部分と別々に収集している残渣の部分とが違っているとところだろうと思うのです。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） ごめんなさい。ちょっと整理してもらっていいですか。今所長のお話を理解しようと思って一生懸命聞いていたのですけれども、まだよく分からないのですけれども、給食センターから出たごみを残渣の部分と一般ごみを分別して出してもらっていいのですか。それをパッカー車のほうに同時に載せるのですか、それとも先ほど社会教育のほうだと、それを別々に収集をするから運搬費用が上がったという説明があったのですけれども、今の説明だとパッカー車と一緒にするからという話までしかちょっとお聞きすることができなかったというか、もう一度説明いただけますか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 4年度に関しましては別々になります。パッカー車は別々です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 分かりました。ということは、一般ごみは一般ごみで一般ごみの収集パッカー車に載せて、残渣のほうは残渣のほうで先ほどのように処分場というか、処理施設のほうは別々なところに運ぶということで理解させていただきました。

それともう一点、これも先ほど社会教育のほうでお答えいただいた部分になるのですけれども、1点だけ確認なのですが、先ほど午前中にセンター所長のほうから、運搬費用の見積りの段階で運搬費用の増額を業者のほうから言われたというお話あったのですけれども、午前中の社会教育の答弁で、竹間沢公民館と藤久保公民館に関しては運搬費用の増というのがないという話だったのです。という答弁をいただいたので、そうすると中央公民館だけが一般ごみに対して運搬費用が上がるのか。そうすると、ほかも上がっているのかなと思うのです。藤久保公民館と竹間沢公民館も上がっているのかなと思うのですけれども、そこは上がらないという話だったので、その説明をお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 長谷川です。お答えします。

ちょっと私、竹間沢公民館はあまり把握していないのですが、藤久保公民館と給食センターと中央公民館

の業者は違っているかと思しますので、その点で金額も違っているのかなというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 予算に関わる問題なので、思っているではなくて、実際に竹間沢公民館と藤久保公民館、業者が違うかどうかも含めてしっかりしたご答弁、説明をいただければと思うのですけれども、ちょっと考え方によって、ガソリン代も高騰していますし、いろいろな面で費用の増額というのはもちろん分かるのですけれども、ただ片や令和3年度と令和4年度で増額がなく、そのままの収集運搬費で実施いただけるのに、今回ちょっとそこだけが上がるというのが何か理由があってなのかなと、その理由をしっかりと聞いた上で予算のほうを上げられているのかなと思うのですが、ご説明をいただければと思います。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 大変申し訳ありませんが、藤久保公民館と竹間沢公民館については承知をしておりません。

○委員長（細谷光弘君） すみません、議論がかみ合わないようなので、昨年度につきましては、残渣と一般ごみを一緒のトラックに積んで全部焼却するという形になって、今年からはリサイクルに回すために、残渣については1台のトラック、一般ごみについてはもう一台別のトラックで運ぶという過程の中でその料金も上がるだろうし、その交渉の中で単価も上がるという話だと思うのですけれども。

久保委員。

○委員（久保健二君） 委員長、そこら辺の理解はできているのです。竹間沢公民館と藤久保公民館はなしでいいのですけれども、ただ一般的に考えて運搬費用が中央公民館だけ上がるということがあるのですか。業者さん違うのは分かるのですけれども、ほかの業者さん、そうすると逆に町として予算を上げる段階で、ほかが上がっていないのにここだけ上がるといった時点で何かしらの交渉なりなんなりというのは行われたのですか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今、中央公民館だけ上がっているというふうにおっしゃいましたけれども、給食センター側も若干もちろん上がっております。それは一応事業所という扱いですので、事業所側がどこから見積りを取るかというのは、別にそれぞれの事業所に任されているところもありますので、給食センター側と公民館においては、その業者から見積りを取りあえずは予算の段階では取ったということでございます。ほかのところと違っていても、そんなにおかしなことというふうには思っておりません。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

取りあえず最後にしますけれども、残渣の部分とでも一般廃棄で増額分、すごく給食センターの運搬費用だけでかなりの増ですものね。40万円弱から142万5,000円なので、そうなると一般廃棄のほうは5万円ぐらいの増だと思うのですけれども、そうなるとほかが上がっていないことを考えると、18万円に対しての5万円といったかなりの増額だと思うのですが、そこら辺ってもう一度理由を聞き直したりだとか、ほかの参考例があるわけだから、そういった協議なりなんなりはされたのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 学校給食センター所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（長谷川 幸君） 今委員がおっしゃった部分に関しますと、百何万円になっているということですが、今回の場合は、その部分に関しましては処分料も入るといいますので、その分の増額がここに入ってきているということでございます。

○委員長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） 西島です。

先ほどご質問がありました、公民館で事業者が違うのかどうかというお話なのですけれども、ちょっと確認させていただきました。給食センターと中央公民館はもちろん同じ業者でございますけれども、残りの2公民館に関してはまた違う業者に依頼をしております、見積り結果のところでは上がった、上がらないというのは、やはり事業者によって変わってくるものだと思います。そういった経緯としましては、労務単価、それから燃料費の上昇あるのだとは思いますが、これまで値段にどのタイミングで反映してきているかというのがやはり事業者によって違うと思いますので、同じタイミングと同じ理由で必ずしも上がるかといったところは、必ずしも一致しないのかなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

大丈夫ですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） なければ、目1学校給食費の質疑を終了させていただきます。

以上で、学校給食センターが所管する予算に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1時24分）

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午後 1時25分）

---

○委員長（細谷光弘君） 続いて、政策推進室が所管する予算に対し、質疑を行いたいと思います。

初めに、一般会計予算の歳入について、事業別予算説明書19ページから20ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の質疑を行いたいと思います。

質疑をお受けいたします。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

19ページのこの交付金の算定の根拠というのはどのような計算になるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらの算定につきましては、まず感染予防の部分からなるのですけれども、1,050円という基礎額に対しまして、それに人口と、あと事業所の数、そちらと件数を掛ける形で、それを1,050円に掛けてという

部分と、あとはまた市区町村に対して、それぞれ財政力指数の勘案された上で算定がされるものになっております。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） まだありますか。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） すみません。もう一つ地域経済の関係の算定式も別にございます。こちらのほうにつきましては、基準額3,700円に対しまして、そちら人口を掛けて、また市町村の財政力指数等を勘案して算出されるものとなっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

すみません、今のでその2つの計算方法を足すと9,300ということになるのですか。ちょっとそこをまず聞いていいですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、先に述べたほうが感染症対応分という形で、こちらにつきましては、まず4,385万7,000円という形になります。続いて、地域経済対応分という形で、こちらにつきましては4,990万9,000円という算定の下で、合計が9,376万6,000円という形になっております。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと参考までに聞きたいのですけれども、感染症対策で何で財政力指数って出てくるのかなと思うのですけれども、そこら辺って分かりますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

感染対策であるとかその他についても財政力指数を掛けられてしまうと、うちのほうとしましては不利になるというのは前々から知っておりますけれども、国の算定上、この財政力指数を掛けるということは多々ございまして、人口と財政力を加味した形で補助金のほうは支出しているというのは、これは例年こうでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目1総務費国庫補助金の質疑を終了させていただきます。

続いて、23ページ、24ページ、款15県支出金、項1県負担金、目1県地方分権推進交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目1県地方分権推進交付金の質疑を終了させていただきます。  
続きまして、25ページから26ページ、項2県補助金、目1総務費県補助金の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目1総務費県補助金の質疑を終了させていただきます。  
続いて、33ページ、款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目2総務費寄附金の質疑を終了させていただきます。  
続きまして、37ページから42ページ、款20諸収入、項5雑入、目5雑入の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目5雑入の質疑を終了させていただきます。  
続きまして、歳出に関する質疑を行います。事業別予算説明書63ページから66ページ、款2総務費、項1  
総務管理費、目6企画費の質疑を行います。  
質疑をお受けいたします。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

63ページでお願いいたします。0002の政策立案推進事業でお伺いします。7の報償費ですが、前年度がアドバイザー等謝礼が1万円で計上されておりましたのが1万5,000円となっておりますけれども、増額の要因をお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

令和4年度につきましては、政策研究所の形式を取って研究のほうを進めたいと考えているものになります。こちらにつきましては、フォレストシティ構想、こちらのほうの検討に入りたいと考えているところになります。まず市民研究員のほうと、あと職員研究員、そしてアドバイザーという形の構成を考えているところになります。専門的見地でのご意見はもちろんなのですが、研究員と一緒に研究を掘り下げて、また企画立案等も進めていくような形で考えておまして、金額としましてはアドバイザーの方が1万5,000円の考え方、それから市民研究員の方は3,000円という形で今回計上させていただいております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

一歩研究をするという視点が加わったということで理解はしたわけですが、アドバイザーの方の謝礼が増額になったということは、アドバイザーについてくださる方の専門性が高まったという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

フォレストシティ構想ですと、やはり壮大な計画というふうに考えておりますので、知見の高い方を呼びたいというふうな考えでおります。農業関係、ランドスケープ関係ですとか、あとカーボンニュートラルの関係であるとか、畜産の知見の広い人を呼ぶためには謝礼のほうを少し上げさせていただいたというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

市民研究員という方が前年度ですと、内容的にいくと、前年度の予算でいきますと3,000円掛ける20名に当たる方かと思えますけれども、住民から募る方を大幅に減にしておりますけれども、その要因をお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

前年の場合、ちょっと思惑が違いまして、多くの方、百人委員会ではないのですけれども、大勢の方から意見を聞くというふうな形にさせていただきかけたので、人数を広げたという形になりますが、今年度の場合は、フォレストシティ構想のほうの話になりますので、専門的な団体であるとか行政区であるとか、あと公募の方も含めて絞った形で委員のほうを募集したいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、この絞った人数、角度で5名ということは理解したのですが、今角度が少し行政であるとかという表現がございましたけれども、5名が全員公募ではなく、町から依頼する方と公募の方ということかと理解するのですが、公募は何名ということになりますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

公募の人数は今まだ決めておらないのですが、公募を含めて環境の団体であるとか、町の中の環境を維持している団体であるとか、そういうところも含めて人数のほうは決めていきたいというふうに思います。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、全体的なイメージとしてフォレストシティ構想という、この構想自体を何か年計画ではないのですが、いついつまで完成をさせていくというような、そういう予定は計画あるでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

フォレストシティ構想につきましては、来年度につくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

63ページ、今のところなのですけれども、アドバイザー等謝礼ということで3人ということで、先ほど知見の広い方ということだったのですけれども、具体的にはもう少しどのような方を考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

具体的にというか、大学教授を今考えている方が何名かいるというふうな形で、あとは例えばジャーナリストであるとか、その辺も含めて候補には入っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 6回という回数を書いてありますけれども、この6回について具体的に述べていただければと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

2か月に1回ペースでやりたいというふうに考えておりますので、6回というふうな形になります。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 1回は、初めは顔合わせとか、2回にはどういった内容にやっていくのかとか、その6回についてももう少し具体的に述べていただければと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

初回につきましては、その知見のある方につきましても三芳町をよく知ってもらいたいという考えがありまして、三芳町の概要であるとか、こういう取組をしているというような説明から入って行って、カーボンニュートラルの話であるとか、そういう構想についての組立てをしていきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） すみません、もう少し3回目からもうちょっと細かく説明を求めます。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

詳しくというか、基本的には先ほど言った概要のお話あるとか、フォレストシティとかカーボンニュートラルの話をして、あとは基本理念であるとか基本方針だとかを決めて行って、それに付随する事業であるとか、こういうことのほうに町のほうは持っていったほうがいいのではないかというような施策なんかについても、市民とその専門員とあと職員で考えていきたいというふうな流れになっています。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） ごめんなさい。6回の最終的なところについては、どういったところで着目していきたいのか、それをどういうふうにしていきたいのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

一応ゴールは、SDGsは2030年、カーボンニュートラルは2050年というふうに決まっておりますので、今のところなのですけれども、それに向けてどういう手はずを、町が進むべき方向を示していくのかというのをつくるのがまず大前提だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） その上の先進地視察謝礼で2か所っておりますけれども、この2か所はどこなのかをお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

現在想定しているところとしましては、茨城県つくば市と栃木県の小山市を想定しているところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 視察の目的は、どのようなことの目的で行かれるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、つくば市につきましては、スマート・ガーデンシティ構想であったり、あとはSDGsのまちづくり、それから未来都市構想といった形の総合計画、またデジタル窓口といったところも非常に進んでいるところになります。そうしたところで、まちづくりの参考にしたいという考えになります。

一方、栃木県小山市につきましては、こちらは現在田園環境都市ビジョンというものを策定に取り組んでいらっしゃいます。これまでのまちづくりを生かした形でのビジョンづくりといったところで参考にしたいという部分と、あとはふるさと納税の関係で、非常に近年寄附額が伸びているところもありますので、そうしたところで想定をしたところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 先ほど市民研究員等の謝礼で、64ページの中で5人ということでありました。これは、公募はまだ人数は分かりませんということですが、この公募については広報等に掲載して、そしてそこから募集をするということも考えているのかどうかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、広報、あとホームページ等で募集をしたいというふうに考えております。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 広報にも掲載するというので、この6回についてももう少し詳細な説明をお願いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

6回につきましては、先ほど言いましたとおり、2か月に1回という想定で行うというところまでの日程の決定になっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 講演会等講師謝礼が5万円ありますけれども、この講演内容というのはどのようなことを考えているのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

年度末にはなるかというふうには考えますけれども、ガーデン構想ができたときの発表のときにスマートシティであるとかカーボンニュートラルのまちづくりなんかについての講演等を今は考えているところでございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

65ページから66ページにかけて、みよしSDGs推進事業ということで予算が計上されております。その中で、まずSDGsアワード審査委員会委員謝礼ということで、SDGsアワードをどなたに差し上げるのかというところで、この識見を有する方の審査ということなのかなと思うのですが、このお二人はどのような方でしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

まず、こちらのほうなのですけれども、大学教授の方1名と、あと知見を有する方で例えばほかの自治体事例もよくご存じの方をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

SDGsアワードはいつ表彰されるのか、来年度、令和4年度は。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

アワードの表彰の時期につきましては、まず今年度、現在50周年の記念式典のほうで表彰を考えているところになります。来年度は、式典等はございませんので、今イメージしている段階としましては、企業向け

の講演会の中で表彰の場を設けていけたらと考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

企業向けの講演会と今おっしゃいましたが、その下に講演会等講師謝礼というのが単価10万円で2回分ということで取られておりますが、この講演会の内容を教えてください。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら2回分につきましては、1回が企業向けの講演会としまして、企業さんのSDGsの取組がどう経営に結びつくかなと、ちょっと企業さんの目線に立った内容を考えています。もう一回につきましては、住民の方も参加できるような内容で、身近なところから始められるようなSDGsといったところで体験型等も含めた形の講演会を考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

この謝礼ということですので、講師にお迎えするのは企業向けと住民の方の講演というところで同じ方なのか、それとも違った方を予定しているのか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

現在、特定の方は考えられているところではないのですけれども、その内容に合った形でお願いしていきたいというところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

ここはでも単価が10万円ということで、これ結構高いなって思ったのですが、専門家の方なのだろうなというところで、それはどんな方がいらっしゃるのかは注視していきたいと思っております。

それから、委託料のところに講演会要約筆記委託料というのがあります。2回分なので、先ほどの企業向けと住民向けの両方にこの要約筆記はつけられるのだろうかというところなのですが、手話のほうは計上されていないのですけれども、これはいかがなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

手話のほうにつきましては、福祉課のほうで持っている予算内で対応いただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

その下の使用料に文化会館使用料ということで6,880円ということなのですが、これは2回分なのでしょ

うか、それとも1回分なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらにつきましては、1回分を文化会館で予定しています。もう一回につきましては、公民館での開催をイメージしているところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

2回行われる企業向けと住民向けなのですが、どちらが文化会館でどちらが公民館なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） お答えいたします。

現在のところ、文化会館のほうを住民向けの対象と考えております。公民館のほうを企業向けと考えているところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） ありがとうございます。公民館ということだったのですが、これはどの公民館かはまだ決まっていないということでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

公民館ということでしたのですけれども、多く集まると体育館の研修室だとかいうのもありなので、あそこの広いところを使いたいというふうに思っていますし、公民館ですと企業に近いのであれば竹間沢の可能性がありますし、藤久保なんかも集まりやすいなと思っていますので、まだそこは決まっています。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

ページでいきますと64ページです。政策立案推進事業の中のまず役務費で、マイナポイントの支援事業でモバイルルーターの通信料が計上されています。これは、モバイルルーターである必然性というのをご説明をお願いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらのほう、これまで国のほうから貸与されたパソコンに通信機能が備わっていたものだったのですけれども、こちら今年度限りで国のほうが今引き上げてしまって、各自治体のほうで用意してほしいという形になりました。こちらのほうなのですけれども、現在町の中にあるインターネット回線を使用した場合に、ちょっと安定性の部分、保持する部分と、あとはセキュリティーの部分、そちらを考慮しまして、一応モバイルの形で国の補助にも計上したいと考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 庁舎内のインターネットでは、セキュリティーに問題があるということなのですが、今のご説明でどういうことなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） お答えします。

厳密にセキュリティーに問題があるというふうには考えていないのですが、実際接続のタイミングでつなぐといったところの接続の回数を減らしていくという部分で、セキュリティーが高いと考えたところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

接続回数が多いとセキュリティーが下がるわけですか。何かそこがちゃんと説明いただけませんか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えします。

接続をし続ける部分と必要なときだけ接続をするといったところの切り分けで考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 基本的には別回線でやってくれというのが国のほうの方針なので、町ではなくてモバイルルーター、前回のようにやりたいというふうに思って、ここで計上したわけです。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 同じところのその下のほうの使用料及び賃借料でマイナポイント支援事業、PC等借上料になっていますが、これは何か月借り上げるのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらにつきましては、新規で今用意していただく考えになります。実際補助金の対象につきましては、マイナポイントの窓口設置期間が補助金対象になってくるのですけれども、こちら用意していただいたものについては、このマイナポイントの事業が終了した後も町の中で使えるものを想定して考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） つまりリースでということですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えします。

4年リースで考えているものものになります。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 一般的に他の課では、いつからいつまでのリース契約で借用するということを書いているのですが、これに関しては何か4万5,000円とそれだけしか書いていないで期間も書いていないのですが、表記上何で違うのかなというのは何か説明ありますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら4年リースの中で4月から3月までの12か月数を想定した数字になります。ちょっと表記のほう、ほかと合わせられなかったのは大変申し訳ございません。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） もう一つ、これ等ってなっていますが、PCだけではなくて何かあるのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） お答えいたします。

こちら、周辺機器の関係でカードリーダー等と一緒に導入したほうがよろしいか、それとも別でということもあるのですけれども、そのカードリーダーのほうを考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 鈴木です。

63ページから、政策立案推進事業で先ほども説明のあったフォレストシティに関してです。町長の施政方針等にもありましたけれども、ちょっと抽象的なところが多かったので、最終的に町に何をもちたための構想なのかというのをまず教えていただけますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

構想ですので、理念的なところは多いのですけれども、町には緑のまちづくりであるとか、あと先ほども言いましたカーボンニュートラルの考え、あとSDGsの考えを含めてこれからのまちづくり、2050年に向けてのまちづくりの骨格というか、構想を示していくというのがフォレストシティ構想という形になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 町の最上位計画って基本総合計画だと思うのです。後のほうにも総合計画、また次の編成予算載っていますけれども、それとの位置づけといいますか、総合計画の下にあるものなのか、それとも総合計画とはまた別個のものをつくってしまうのかという、そういったところがちょっと分かりづらかったので、その立ち位置といいますか、お願いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

総合計画が町の幹であるということには変わらないです。メインとなる計画であると。その柱となる計画の一つということでフォレストシティ構想のほうを立ち上げるというふうな形になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） であるならば、今の第5次総合計画が令和5年まででしたか、その間に、残りあと2年ほどしかないところで第5次総合計画を動かすための幹となる構想をつくるのか、それとも第6次総合計画の幹となるものとして構想をつくるのかというのが、ちょっと時期的に総合計画が先だったら分かるのですけれども、分からないので、そこをお願いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

第6次については再来年度にできるような形、来年、再来年、その次から開始という形になりますけれども、そのプレということで第6次の柱になるようなイメージのフォレストシティ構想を立ち上げて、2030年、2050年という段階を踏んでいくような構想でまちづくりを行っていくというようなものをつくりたいというふうに考えています。

○委員長（細谷光弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） であると、第6次、最上位計画を動かすための幹を先につくってしまうということになるのですが、そこら辺は問題ないのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

第6次をつくる中での構想という形になりますので、その理念を含めて第6次のほうをつくっていくというような形になりますので、プレでフォレスト構想を先につくらさせていただいて、その理念に基づいて町のメインとなる計画のほうをつくらさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

65ページの公募委員、6,000円掛ける3人掛ける8回、14万4,000円とありますけれども、この公募委員というのは、先ほども言いましたけれども、周知について、これは広報に掲載するというふうに捉えてよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましても行政評価の話ですよ。も載せていきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

前に会議の中身を見ると、住民の参加の方は緑の保全とか、そういういい意見もかなり言っているように捉えているのですけれども、こういったやっぱり公募で選ばれた方の意見というのは、結構住民の方なので、反映されるべきかなと思うのですけれども、あまり反映されていないのかなって感じてしまったのですけれども、その辺の取り方というのは、委員の中なので、公募委員とほかの委員と別にそういったことはなく、町はなるべく意見を取り上げていきたいというような考え、そういうことは持っていると思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この行政評価にかかわらず、公募委員を募集するときは、やはり住民の意見を反映させたいというような思いで募集をしているというところがございますので、当然そのご意見をお聞きしてその委員会でまとめて、おのおの走ってしまうとあれなので、まとめて、反映できるものは反映しているという形になります。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） その下の行政改革、今度懇談会委員謝礼なのですけども、4人ということで、ここはどのような方を考えているのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、企業の方であるとか、商工会関係の方であるとか、大学教授とか、あとは金融関係の方もいらっしゃるところでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） ここについては、住民の方は入らないというふうに捉えているのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ここにつきましては、募集はしていないところでございますので、専門の知識のある方をお願いしているところというところでございます。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 次に、66ページの中で、7の報償費の中で謝礼で住民ワークショップ参加謝礼ということで、530円掛ける260人ということでありますけれども、このワークショップの開催は1回の開催と捉えていいのかどうか、その辺についてお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらワークショップにつきましては、今想定しているものとしましては、50人規模のワークショップを4回と若い方を対象としたワークショップ、そちらを30人規模として2回想定しているところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） ちょっと復唱させてもらって申し訳ないのですが、50人規模が4回と30人規模が2回ということで6回を想定しているということで、この6回というのは場所はどこです予定なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これは前回なのですが、前回につきましては庁舎の広いところですので、3階でやったり、あとは

7階でやったりをされていて、公民館というのも可能性ありますし、前は庁舎でやらせていただきました。

○委員長（細谷光弘君） ほかに。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 3公民館ありますので、そこでは1回は開催されるというふうに捉えていいのでしょうか。3公民館それぞれ1回ずつとか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ワークショップにつきましては、基本的には同じ場所でやるというふうに考えております。地区につきましては、地区懇談会などを予定していますので、その中でお話をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 6回行うということで、参加された住民の方からどのような意見を聴取したいというふうに捉えているのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この辺まだ決まっていないところですが、いつもというか、毎回やっているものとしましては、分野別に分かれまして、分野に対して例えば福祉であるとか、教育であるとか、子供であるとか、農業であるとか、産業とかについて分かっているようなご意見をいただいて、それを集約したものを計画に反映していきたいというふうに思っています。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 集約の仕方なのですが、住民が参加されてワークショップをするので、やっぱり町のやりたい方向の招集をするのではなくて、その辺については全体的に町側の方向性を考えているだけではなくて、きちっとそういった福祉関係とか、そういった障害者関係とか、そういった福祉対策とか、そういうことについてもきちっと捉えてやっていくべきだと思うのですが、その辺の捉え方というのはどのように考えているかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ワークショップにつきましては、先ほど言いました住民の意見を聴取するという形でございますけれども、地区については地区懇談会、まちづくり懇談会を含めていろいろお話を聞きたいと。あと団体に対しても、懇談ではないですが、そういうのを持っておりますので、福祉の団体であるとか、そういうところの団体であれば、その団体懇談会みたいなものを行ったときに出席していただければ、いろいろお話を聞けるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 私がちょっと危惧するのは、形式的なものでやっているというふうにならなけれ

ばいいなということです。せっかく参加されているので、やっぱり住民の意見は重視すべきだと思っているので、最後に総合計画審議会委員の15人という、この選定方法というか、そのことはどのように考えているのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらにつきましては、各まちづくりの分野から、様々な団体からご推薦いただいて審議会委員になっていただく形に考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

63ページの政策立案推進事業で伺いたいと思います。マイナンバーカードで伺いたいのですが、普及促進ということなのですが、これまでマイナンバーカードの取扱い自体は住民課でやっていたと思うのですが、住民課で扱う部分と政策推進室で扱う部分のすみ分けというのですか、どのようなところは住民課でやる、どのようなことは政策推進室でやるというのを伺いたいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

実際マイナンバーカードの作成、それから交付、配布は住民課のほうで行われているところで、政策推進室のほうでは、マイナンバーカードの利活用の部分、経済的な部分のマイナポイントの普及であったりとか、そういったところを検討するような部分でこちらのほうが担当しております。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。分かりました。

では、マイナポイントについて第2弾があります。本格的には6月からですが、今年の1月1日から始まっている部分があると思うのですが、それに関してはこれの予算はなくても大丈夫なのですか。1月1日から始まっている部分は、今のところ予算ないという形なのですか。ここにあるのは4月からですよ。始まっている部分についてのマイナポイントの普及については、どのように今承知しているのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

今年度につきましては、現在一時的にパソコンのほうを電算担当から用意をしていただいて対応しているところになります。こちらについて補助金のほうは、増額要望という形でここで提出をさせていただいているところになります。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

パソコンは手当てしたというのは分かったのですが、増額要望というのがよく分からないのですが、どういうことなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えします。

こちらマイナポイント事業の関係で、国からの補助金に対しての増額要望させていただいているところにあります。期間延長に伴って増額のほうの募集が来ているところになります。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、今現在は来ていないのですよね。これから来るかもしれないということですよね。なので、1月分のところ、本来そこで補正とか、そういうのがあってもよかったのかなと思ったのですけれども、なくてパソコンだけで。パソコン一つあればマイナポイントの普及事業ってできてしまうのですか、令和4年度も。でしたら、こんなに要らないのではないかと思うのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えします。

実際現在の延長しているものについては、5,000ポイント、カード作成について付与されるものになります。こちらにつきましては、マイナポイントのサイトに接続できれば、そこでカードリーダーとパソコンがあれば一応ポイントの予約という行為は可能になるものになります。実際こちら、国のほうからの事業の詳細といったものがまだ届いていないところにはなるのですけれども、今までやってきた引き続きの部分として継続しているのが今回1月からの部分という形になります。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。分かりました。

始まっているけれども、まだちゃんとしたのは来ていないというところで、急いでやっているのだなというのがよく分かります。6月から本格的に始まるところに関しまして、特に保険証への登録とか、あと金融機関の登録というのが肝になってくると思うのですけれども、これをどうやって普及していくのかというところで、この予算立てで説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、委員さんおっしゃるとおり、健康保険証とのひもづけとといった部分と、あと公金の口座のひもづけとといったところなのですけれども、現在その制度設計自体はまだ把握し切れていない部分がございます。ただ、それでポイントの付与の仕方もちょっと見えていない部分はあるのですけれども、この付与の仕方が現在の同じような仕組みに乗ってくるのかという部分で今想定をしているところになります。現在の仕組みに乗ってくるのであれば、こちらの同じような形で窓口でポイントをキャッシュレス促進させていただいて、それをさらに普及につなげるといったところの普及効果を求めるものになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

まず、1つ目ですけれども、やり方が決まっていなくて予算立て難しいというか、ほぼ無理ですよね。予想して、こういう形で来るのではないかということでこの予算立てだと思ってしまうのですけれども、実際にこれから始まった中で、いろいろ今の政府は言われれば対応するところがありますので、見えないところがあり

ますよね。そうなった場合というのは、これで足りない部分ってもし出てきた場合、どのように手当てを考  
えていますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

現状の枠組み以上のものが来た場合には、改めて補正等で計上させていただく形になると思います。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

それと、その普及に関しては、窓口でキャッシュレスというのがあったので、その窓口というのは住民課  
の窓口という意味なのですか、それとも政策の窓口という、どこの窓口で、そもそも来た場合にではなくて、  
来てもらうにはどうしたらいいかというのを考えないといけないと思うのですが、そのためのPRと  
か、そういったものを町としてどう考えているのかって聞いているのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

現在、まずマイナンバーカードの普及の部分につきましては、住民課窓口のほうでポイントの紹介も兼ね  
て周知のほう、ご案内のほうはさせていただいています。その先のマイナンバーカードを取得した後の支援  
につきましては、政策推進室のほうでポイント付与のタイミングに合わせて様々なキャッシュサービスの内  
容も踏まえて、まずポイントの付与がどういう形で進むかという説明を行いながら、キャッシュレスのサー  
ビスを使えるような形になっていただけるような形でご案内をしているようなところになります。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

それで、一番最初の質問だったのですけれども、すみ分けとして分からない、ポイントの普及は住民課で  
す。その後に関しては政策推進室という、利用者は分かりにくいと思うのです。そこら辺は、ちゃんと統  
一するべきではないのかなと思うのですけれども、それは今後検討していただきたいと思います。何度も言  
っているように、そこに来るまで、マイナンバーカードを作ろうかなって思うようにするための動機づけと  
いうのをどのように考えているのかというところで聞いているのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

マイナンバーカードを作るという啓発につきましては、住民課であるとか、政府がいろんなコマーシャル  
であるとかを流しているところでございますし、なかなか啓発物も十分には届かないというのが実情でござ  
いまして、非常にうちのほうは足りない部分を刷り増しをして配布をしたり、展示をしたりしているところ  
でございます。結構政府のほうはCMのほうを流していますので、お客様というか、住民の方はかなり存じ  
ております。ただ、そのやり方が分からないと、パソコンとスマホでうまくアクセスできないのだよという  
相談がやはりうちのほうに来るといのが多いようでございますので、もしマイナポイントを取得したいの  
だという話のポップであるとか、その辺については住民課の前であるとか、エレベーターの前に今少し貼っ  
てありますけれども、貼って、うちのほうに促すような形にしたいと思います。実際感染予防の関係で、来

るというのはどうなのかというふうに思いますけれども、自分でできないものにはしようがないので、うちのほうが積極的に受け付けていきたいというふうに思っています。宣伝につきましては、ポップであるとか、その辺について、庁舎内だけではなく出張所とかに貼っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。分かりました。

では、続いて65ページ、ふるさと納税で伺いたいと思うのですが、幾つか新しいのが入ってきているのかなと思いますが、ちょっとまずここで聞きたいのですが、政策推進室でフライヤーという言い方していますよね。フライヤーとチラシとの区別というのは、明確にできてフライヤーって使っているのかどうか、まずちょっと聞いていいですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えします。

現在、フライヤーを使うときは、配る相手を特定している場合にフライヤーという言葉を使っている状況になります。チラシは、不特定多数と考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。分かりました。

では、一番下、広告料でサイト広告料40万、この広告料ですけれども、その広告のものは政策推進室でつくるのですか。これ載せてもらうための料金ですよね。広告のもの、どういうふうに三芳町をPRしていくのかという、これネットの広告料ですよね。ネットの出すサイトのページみたいのところというのから政策推進施設でつくるのか、それも全部委託して広告料の中に入っているのか、聞いてよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、今回広告考えている部分につきましては、ふるさと納税の各サイトの中に一番上のほうに、その分野ごとに利用の方が開くと、最初のクリックしやすい場所に商品というか、物が出てくるような場所がございます。そちらに当町のふるさと納税品が出てくる仕掛けを今想定しているものになります。仕組みとしましては、そちらをクリックすると、1回につき10円ほど広告料が発生するようなものになってまいります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） まだございますか。

1時間を過ぎましたので、ここで休憩を取りたいと思います。

(午後 2時15分)

---

○委員長（細谷光弘君） それでは、定刻を過ぎましたので、再開いたします。

(午後 2時25分)

---

○委員長（細谷光弘君） 休憩前に引き続き、目6企画費の質疑を続けたいと思います。  
菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。  
続きですけれども、広告料で40万という、その積算の根拠をお願いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、広告料につきましては、先ほどワンクリックにつき10円という形になるのですけれども、上限設定というものを設定できるものになります。幾らまでいったら、その広告はもう上がってこないような形になるので、その上限を考える中で、まずは40万円相当から内容、効果等の検証をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

私は、具体的な項目というよりも事業的な位置づけのことでちょっと伺いたいです。63ページの0002の政策立案推進事業で先ほどお伺いしましたけれども、町のこれからのカーボンニュートラル、緑のまちづくり、SDGs等々含めたことを目指して具体的に検討されると伺いましたが、66ページにあります0009の総合計画の策定業務という、ここの位置づけといいますか、連携があるのか、先ほどの政策のほうで検討されたことがこちらに連動するような流れがあるのかどうか、その点お伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

総合計画は総合計画で来年度からつくっていかなければならないというふうに考えています。ただ、その柱となるフォレストシティ構想につきましても、同時に並行的に考えていくという形になりますので、連動と言えは連動という形になると思います。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

連動と言えは連動ということだったのですが、イメージというか、意義づけとしては、それが生かされるような理解をしても大丈夫でしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

フォレストシティ構想が生かされる総合計画になるというように考えています。

○委員長（細谷光弘君） 増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

65ページの地方創生推進事業の中でまち・ひと・しごと総合戦略についてお伺いします。これは、第2期

が令和2年から始まっていると思うのですけれども、基本計画が4つと横断的な目標というのが2つあって、結構たくさんの項目を、そして重要な項目が幾つかたくさんあるのですけれども、それを進行管理を行うということは、毎年政策の方が目標値みたいなを出されて、それをこの審議会で皆さんが見ていく、今年もそういうふうな形でやられるということなのではないでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、毎年の進捗の考え方につきましては、関連する項目ごとの事業の内容、概要説明を行う部分と、また翌年度について、こういった事業を予定していますという予算的なところのお話を報告するような形になります。進捗の管理につきましては、指標等々の関係につきましては、最終的な年度に近づいた段階でそれぞれの目標値と実績値の状況を提示しまして、その検証を行っていく形になります。

○委員長（細谷光弘君） 増田委員。

○委員（増田磨美君） そうしますと、例えば今年はこれについてとてもしっかりやりましたとか、そういった報告とか、そういったこともそういった事業を行っていくところからあるということなのではないでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、この年にはこういう事業を行ってまいりましたという形で特出しして、その事業をご報告する形になります。

○委員長（細谷光弘君） 増田委員。

○委員（増田磨美君） 年1回ということだと思うのですけれども、そのメンバーの8名という方は、この5年間で同じ方なのか替わられるのか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら任期3年になりますので、計画の途中で変更になります。なので、初期的な説明からまた任期替えのときは行わせていただく形になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 増田委員。

○委員（増田磨美君） たくさんの項目がある中で年1回でこれが説明し切れるというか、途中でまたメンバーも替わるということなのではないでしょうか、これ1回で大丈夫というふうにお考えになるのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、メンバーにつきましては、町をよくご存じの方といったところの視点も踏まえての委員さんを選んでいる形になります。なので、基本的な部分の概要説明等々は丁寧に行う必要があるのですけれども、そちらを把握していただいた上で審議のほうはさせていただける方たちと考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目6企画費の質疑を終了いたします。

続いて、71ページから72ページ、目9公平委員会費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

72ページの18番の負担金の中で、全国公平委員会連合会、それから全国公平委員会連合会関東支部、県公平委員会連合会とありますけれども、この3点の中で町は総会以外に参加する機会があるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、総会とは別に研究会のほうもそれぞれ開催されるものになります。委員さんのほうにご参加いただく形になっております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 研究会であるということで、そういったときに不服申立て等の事例なんかも聞くことがあるのかどうか、そういったことの事例がもしそういった中で話あれば、どんな事例があるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

事例につきましては、この委員会の中で話すところと話さないところあるのですが、全国なんかにつきましては、その研修会の1項目として、弁護士さんのほうからそういう事例についてお話があるということがございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目9公平委員会費の質疑を終了いたします。

続きまして、74ページから77ページ、目11交通安全対策費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

77ページでお願いいたします。0007地域交通改善対策事業の18番の負担金、補助金のところですが、公共交通利用補助金が昨年度、前年度まで6,000円だったのが1万円となっており、利用する方にとってはうれしい状況に改善されるのかなと思うのですが、増額をされたその要因をお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この制度につきましては、4年間やるというふうな話を2年前にしておりますので、ここで中間で見直しというふうな形になりました。内容を調査しますと、今6,000円なのですけれども、満額使っている方が80%以上の方がほとんど使われているということで、料金のほうに不足があるのではないかとこのところで補助の拡大のほうを図ったということでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

実績の上から、このように拡大をしていただいたということで理解をいたしました。

あと、その下のところの地域移動支援団体補助ということで、この事業のまず内容の説明をお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実はまちづくり懇話会であるとかバスの説明会の中で話をしていたのですが、地域が担う公共交通ということで、地域の移動の支援団体を補助しようという考えがございまして、町のほうがそれを支援するということでもございました。この予算組みをしていく上で考えて、何ができるのだという話になりますと、地域の人が自家用車であるとかを使って、公共交通であるとか、地域の人を移動させるというような考え方のときに町に補助できるものというのは、車の購入費の一部であるとか、あと維持管理費ということがございました。車体の購入費というのはなかなか明白にならないものですから、もしその事業を行っていく団体であるとか個人であるとかに、自分の保険を使わないで地域移動の支援団体、これ保険代なのですけれども、保険のほうの補助をしようというふうな考えでこの制度を考えて、来年度からできる団体であるというのを募っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

すみません。そうしますと、この1,210円というの、この金額が保険代という理解でよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

1,210円が保険代でございますけれども、これは1日でございます。52週という形になってはおりますけれども、大体1年間52週で週に1回というような計算をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

52週で週に1回ということは、そこの中での活動を基準とするような運営の仕方を提案をしていくという、それ以外に増えたときを心配するわけなのですけれども、その辺はどのように捉えればよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

一応補助制度をつくって、中でご相談という形にはなるといふふうな形になっています。ただ、週に2にしてすごく団体が来てしまうとちょっとお金が足りなくなってしまうので、その辺はそのあれを見まして、補助金のほうは決定していきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

ここに10団体とございます。今現在が上富地域のほうで1団体が活動していただいていることは伺っておりますが、今現在は1団体ということでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

上富の行っている団体というのは、これには実は申請するかどうかというのはまだ決まっているわけではないのでございますので、その辺は制度のほうの説明をさせていただきたいというふうに思います。あと、ほかの各地区でもこういう活動が始まればいいなということで、街コンであるとか、広報であるとか、その辺で募っていきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

上富地域のほうでは、長くに検討を重ねられて、団体としての活動がスタートしたことを存じておりますけれども、例えばここには団体という表記なのですが、個人でそこを担おうと思っていただいた方は、個人としては活動ができないということになりますでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的にNPO団体であるとか、団体等というふうに書かせていただきますけれども、個人の場合もお話を伺ってからでないと、その活動の内容ですとか、その辺が不透明ですので、こういう活動をするのだよというヒアリングをさせていただいて、その辺は検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、様々新しく始めていくという段階にあつては、まずお話を担当課のほうにされに行つたときに様々協議をした上で、ちょっと気になったのは、登録制度ということになるのかどうか、その辺も面談の段階で該当する場合もあれば、しない場合もあるのか、その辺の判断がどうなるのかと思ひまして、お伺いできればと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これについては補助金ですので、お話をさせていただいて、こういう目的であるとか、こういう形でやりたいのだというような事業内容を説明させていただいて、うちのほうで判断をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） すみません、今のところの関連なのですけれども、この事業支援団体を立ち上げるときの立ち上げ支援のようなものは政策推進室で行われるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

目的がいろいろありますので、福祉のほうもありますし、当然この事業をやっているということであればうちのほうはこういう制度がありますので、どうぞ立ち上げてくださいというような広告は打っていききたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

すみません、まず今と同じところの地域移動支援団体補助に関してもう少しお伺いしたいのですけれども、いろいろと団体を募るのはいいのですけれども、いろいろと問題とかが出てくると思うのです。今考えているこの予算を計上されたということで、ある程度の町が考える基準というのがあるのかなと思うのですが、もしこの募集をして団体として手挙げてくれたところに対して、町が考える基準というのをどのようなものを考えているのかお伺いできればと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

詳細についてはまだあれなのですが、イメージですけれども、例えば区でこういう団体をつくって数名かの運転手が、ドライバーさんがいらっしゃって、そこでやりたいのだという話を伺ってから、該当する車であるとか、その辺に対して保険を掛けていくような形になりますので、今想定しているのは自治会であるとか区だとか、その辺の団体で何人か集まっていたり、個人でお話を伺えればというふうに考えているところでは。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 分かりました。一応令和4年度は、10団体を目標にというか、設定されているわけですが、今そのような相談が実際に町に持ちかけられているのかどうか、もしあるのであればどのぐらいの団体数というのがやる、やらないは関係なしに来られているのかお伺いできればと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

うちのほうに相談というのは今のところはないのですけれども、上富さんであるとか、そういう団体の立ち上げがありましたので、その辺をいろいろ加味していきたいと。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 分かりました。こういった地域で買物に行くのに車を出すとかというのは、今までいろいろとお話が出ていたかと思うのですが、ただ法に引かかる問題だとかいろいろと、例えばですけれども、乗車金を取ったりとかというのが実際あると、それって法に引かかって、そこに対して町が補助するののかという問題も出てくると思いますので、その辺しっかりとした基準を設けていただいて、判断のほ

うをしていただければというふうに思います。

それと、その上の公共交通利用補助金なのですけれども、こちら先ほど1万円に増額になったという話があったのですが、今までこの事業をずっと続けてこられていて、最初の1年目というのが窓口で直接申請のほうをされてというような事業だったかと思うのです。令和3年度は、逆に郵送で返信用封筒を入れて領収書等々を送って対応されていたかと思うのですが、令和4年度に関しては、手続的な問題で変更点とかあればお伺いできればと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

今年度、3月の時点でちょっと出張窓口というものをやらせていただいたところになります。来年度についても、引き続き出張して各地域で受付も行っていくところは拡充していきたいなと考えているところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

すみません。それと、今のところは各地域で対応で、逆に精算に関して今までって最初は年度末にでなければ精算ができなかったではないですか。令和3年度に関しては、今もお話したように郵送でも対応されたかと思うのですが、今のは登録の段階では各地域にそういった申請場所を設けるというお話だったかと思うのですけれども、逆に精算に関して何か令和3年度の違いがあればお伺いできればと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

令和3年度につきましては、郵送は変わらずやるのですけれども、4年度の違い、精算のほうに関しましては、実はこの3月、先ほど南雲主幹のほうがい言いましたけれども、出張受付をして各出張所を回った形になります。多いところ、少ないところいろいろあったのですけれども、その辺が根づいていって、出張して近所でも精算ができるのだというような方法を見せて、ポストに行けない、基本的には近くでその請求ができるような形をつくっていければなというふうに。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。分かりました。

それと、すみません、18負担金、補助及び交付金の中の補助金で、これ毎年出る質問だと思うのですが、バス交通改善対策事業の2,400万なのですけれども、令和4年度の予算委員会に当たって資料のほうを出していただいております。こちら、運搬収入としての金額は細かく路線ごとに出していただいているのですけれども、人数というのが分からないのです。もし今お分かりになれば、その路線ごとの乗車人数というのを教えていただければと思います。

○委員長（細谷光弘君） 1年間ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 暫時休憩いたします。

(午後 2時47分)

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

(午後 2時48分)

---

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今資料として持っているのは全町的なものと、あと7番線、6番線のものですけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） まず、7番線につきましては、30年が6万8,000人、令和元年が6万6,000人、令和2年が4万1,000人、6番線につきましては8万1,000人、令和元年につきましては7万8,600人、令和2年につきましては5万1,500人という形になります。全町的には平成30年が54万1,000人、令和元年が53万4,000人、令和2年が42万6,000人、おおよそですけれども、になります。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） ありがとうございます。ちょっと今人数聞いたばかりなので、頭の中の整理ができていないのですけれども、今定例会の一般質問のほうで主幹のほうに8番線の人数を確認した際に、1か月大体2,000人というお話があったので、そうすると単純に計算して2万4,000人という形になると、今お聞きした7番線だけでも年間6万人以上なので、大分3分の1ぐらいしか見込めないのかなというふうに思うのですけれども、まずそういう捉え方で大丈夫ですか。何か人数的に大分そうすると減少してしまうのかなと思うのですが。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

8番線始まったばかりでございますので、2,000人程度というのは主幹のほうで一般質問で申したものと変わりません。ただ、事業者ともお話をしている中で、やはり定着をするには時間がかかるというようなお話は以前から出ていましたので、そこの辺を見ていきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） この質問は、多分ほかの人もあるのかなと思うので、ちょっとその間に整理をさせてもらって、1点だけ確認なのですけれども、全員協議会のほうで今回協定書の説明をいただいた際に、令和4年度分の2,400万円の赤字補填プラス町の要望路線というのに関しては、令和何年度分の実績に基づいての支払い分だというお話だったかと思う、後払い方式という話があったと思うのです。この令和4年度分は何年の分なのか、もう一度そこを教えていただければよろしいでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には前年度の分という形になりますので、令和3年です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） ありがとうございます。私、資料も出ていたので、てっきり令和2年の1月から令和2年の12月の分なのかなというふうに思っていたのですけれども、そうすると令和3年ということは、まだ3か月程度しか過ぎていないのですけれども、もう決算のほうの確認が取れたということによろしいのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際まだ見積りというか、決算書みたいなのが出てきてはならないところでございます。ただ、その決算資料については、ライフバスから出てくるといふふうに想定しておりまして、2,400万のほうを計上させていただきます。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 取りあえず1回最後にしますけれども、私がこの間の説明で思っていたのが、ある程度事業所の決算の確認が、きちりした決算が出て、その確認報告を受けた段階で、その翌年度の予算というのを立てられて、それが赤字2,400万円を超えていた場合は上限2,400万円という形で予算を計上されているのかなというふうに思ったのですけれども、今の室長の答弁だと、もうあらかじめ2,400万円を超えるだろうという予算の立て方にしか聞こえないのですけれども、そういう感じで大丈夫なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

超えるだろうというよりも、上限額が2,400万というふうに設定されていますので、2,400万の計上をさせていただきます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

77ページ、先ほどの地域公共交通のところの地域ボランティアによる乗合移動サービスというのが誰でも乗れるような交通手段なのか利用者の制限があるのか、まずはそこをお伺いしたいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

利用者に関しては、制限というのはないのですけれども、目的として営利を目的としない互助による輸送という目的がございますので、それに該当するというような車両を対象としたいというふうに考えています。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） そうしますと、例えば目的地だとか、そういうものについては、このボランティアのどんな事業をやっているのかというところで、任せられるということでしょうか。例えば病院だけだとかお買物だけですよとか、そういうふうな決まり事も何にもなく、ただ誰かがどこかまで行きたいという、その移動サービスを何でもやってくださるという、そういうボランティアの乗合サービスなのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、どこまで、基本的には町内になるというふうには考えております。町内の病院であ

るとか買物だとか、ちょっと駅は町外ですけれども、その辺になるものがルールを決めてやっていただくというような形になります。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

としますと、この団体のほうに全て任されるということなのですが、地域公共交通会議というのが報償のところにもありますけれども、この地域の中の公共交通ということで、こういうボランティアによる移動支援が始まることをこの地域公共交通会議の中では議論はしないのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺につきましては、説明をしていくという予定でございます。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

デマンドが始まる時もバス業者にしろ、タクシー業者にしろ、そういう安価、これはきっと無料なのでしょうけれども、こういう乗合サービスができることがお仕事としてやっていらっしゃる方にとっては、やっぱり賛成できるものではないと思うのです。そこら辺が法的にお金を取らなければ、こういうことはできるのだらうと思うのですが、そこら辺整理されて始められるということによろしいのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

法的な裏づけは運輸局のほうに取っておりますので、特に問題はないということでございますけれども、地域公共交通会議のほうとは連携して行ってほしいというふうなことを言われています。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 分かりました。

利用者の制限は、この団体のほうに任せられるというような、そういう答弁だったのですが、福祉課が行っている生活支援事業の中には移動支援がありまして、そこは障害者だとか福祉関係のところの障害をお持ちの方とかが決まっていますけれども、これでやりますと、高齢者だとか、そういうふうに決めておかないと、何だか民間事業者を圧迫するようなことにならないかなというふうにちょっと危惧する、そういうことになると、長続きしないというふうにもなるのかなというふうに思うのですが、その辺についての見解をお持ちでやっていらっしゃると思いますので、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、誰かれ構わずというような形では、なかなか実際やるほうも難しいとは思いますが、時間带的とか。互助という考え方の下に行っていくような事業であれば対象となるのかなというふうには思っております。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

今のところなのですが、地域移動支援団体補助ですが、質疑聞いていて、かなり団体任せの部分が

大きいかなと思うのですけれども、町としてもある程度のルール決め、必要あるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

どうことをやりたいかというのは団体のほうにお任せはしますけれども、ただ補助金を払うということであれば、町のほうも当然ルールのほうを決めていってお話しをしていきたいというふうに思っています。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

これは、町が補助を出すということなのですから、あくまで運行の主体はそれぞれの団体になるかと思うのですけれども、ただ町も補助をする以上は、何らかの責任が伴うかと思うのですけれども、例えばですけれども、事故が起きたとか、そういうときに町としては何か対応するのか、あるいはその団体任せなのかお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

補助の中の規定に定めるというふうに考えておりますけれども、基本的には町が補助を出している団体についてですけれども、保険のほうを出しておりますので、その辺で対応していただきたいというふうに思っていますし、その事故の報告等は当然受けるような形になるというふうに考えます。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

報告は受けるけれども、あくまで責任の所在は各団体にあるということでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

事故であることを考えるとなかなか難しいのですけれども、責任の所在につきましては、団体のほうにあるというふうには考えております。ただ、それが一概に団体任せというわけではなくて、町も一緒にフォローはしていきたいというふうに思っています。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

ということは、仮にですけれども、事故が起きたとしたら、それは全部あくまで団体が処理する話だけでも、何か問題があれば町が相談にも乗りますよということでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的にはそういうふうになります。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

それで、それに関して先ほど交通審議会のお話が出ましたけれども、地域公共交通会議ですか、あるいは

両方についてなのですけれども、これからそちらのほうに説明するのか、あるいは今年度の議論でこういうことをやりますよというような話もあったのかどうかをお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そこについては、まだ議論のほうはされてはおりませんが、こういう制度を行っていくというのはこれから説明させていただきたいと思います。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

それでなのですけれども、交通審議会、それから地域公共交通会議ですが、令和3年度、予算のほうでは3回予定されていました。実際3回やったかどうか確認はしていませんけれども、令和4年度は2回になっているのですけれども、1回減っている、その理由をお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、バスの再編等は一応一段落つきましたので、1回回数を減らしているところでございますし、基本的には今年度の事業を説明をして、あとは決算というか、結果のほうをお話ししていくような話になりますので、2回というような形になっております。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

今年度の事業を説明するというのですが、今まではライフバスの8番線を検討されていたということですが、それでおしまいという話ではなくて、一般質問や全協などでも室長お答えになっているように、ライフバスの再編であるとか、あるいは以前からおっしゃっていますけれども、新たな公共交通の創出とか、いろいろ課題は山積していると思うのですけれども、そういった意味で2回に減らしていいのかなというふうに思うのですが、その点どういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

また新たな再編等は考えておりますので、その辺についてもお話をしていきたいというふうには考えておりますが、2回にして内容を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 今の77ページの地域移動支援団体補助についてなのですけれども、いろいろ質問は出てきていますので、1点ほどちょっとお伺いしたいのですけれども、一番気になるのはやっぱり何か事故があったときにその団体のほうでって、保険でって言いますけれども、本来ならばここまで住民がやらなければならないというのは、もう担当課が常々議会でこの公共交通については検討していきたいということで答えていましたよね。町内循環バス、またワゴン車の導入、こういった町が本来やるべきことをなかなかやらないから住民がやってきたというふうにするのですけれども、この考え方というのは、こういう団体が

できても、政策推進室ではこういった公共交通のワゴン車、または小型循環バスというのは、引き続き検討していくということよろしいのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これは、あくまでも町の利便性を少しでもよくしようという取組の一つでございますので、新しい公共交通の施策につきましては、今後研究していきたいというふうに考えております。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） すみません、新しい公共交通というのは、それでは今までの室長がこのことについては引き続き検討していきたいということなので、その趣旨には今でも同じというふうに捉えていいわけですね。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

新しい公共交通ですから、いろいろ方法があるというふうに思いますし、今回に関しましてもいろいろ学ぶところに行って公共交通のほうを、政策のほうを学ばさせていただきたいというふうに考えておりますので、それに合った新しい公共交通、町に合ったものをつくっていききたいというふうに考えています。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

そこは前から何回も言いますが、小型循環バス、ワゴン車がいいというご提案でそういうことを検討してきたので、ぜひそっちを進めていただきたいと思いますが、引き続きその上の公共交通利用補助金のところですが、今まではバスが半額、それからタクシーは500円の12回ということで決まっていたけれども、タクシーを12回から20回にするのか、それとも私はそういった決まりは全部なくして、最高1万円までは利用できるというふうなシステムにしたほうがいいと思うのですが、その利用回数、500円に1回というのはなくなってくる、バスのほうも半額補助というのはなくなってくると捉えていいのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この補助金の制度については、金額の増額という形になりますので、今までと変わりませんので、タクシーにつきましては1枚につき500円、バスについては半額、それが1万円までというような上限額に変わるということでございます。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） ですから、タクシーが500円に対して1回、それで20回、そういったことではなくて、例えば500円以上乗っても、1回に1,000円乗ったとしたら10回で1万円になりますよね。そういったところというのをできないのかどうか、その辺についてお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、今までの制度、500円というふうになりますので、それに沿った形で今やってきた

ところがございますが、今2年目で中間で見直しております。今後また見直すという形になりますので、その辺のご意見も含めまして見直していきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

先ほどの地域移動支援団体補助について教えてください。1,200円というのは保険料だと思うのですが、これは内容的にどういうものになっているのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

補償の内容についてという形でお答えさせていただきます。対人の賠償責任が無制限、対物も無制限です。あと、自損事故の障害の特約についても対応しておりますし、対物につきましても修理費のほうも特約でございます。あと、車両保険についても、300万円までですけれども、対応しているというふうな形になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

保険に関してはすごく分からないのですけれども、住民の方がこれはお車を出していただくということなのですけれども、どんな車でも対応なのか、ちょっと限定をするのか、大きさだとか、そういうものもありますでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

車に対しては、特に制限を設けておりません。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

すみません、今の関連なのですが、先ほどちょっと保険という話は分かったのですけれども、今ようやく何の保険かが分かったので、少しお聞きしたいと思うのですが、それで自動車保険って基本的にはもう既に加入されていると思うのです。今後町のほうでそのような補助を出すということは、今入られている保険、どういう形にして、今みたく町のほうの補助というのを出すのかお伺いできればと思うのですが。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

個人で使う場合は個人の保険をそのまま使うという形になりますけれども、この移動用等の保険につきましては、新たな商品として保険会社から出されているものですので、それを使って保険に出させていただきますというふうな形になります。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

ちょっとごめんなさい。そういう商品が実際あるのですか。車って結局車体番号とかで二重でかかってしまうと、どっちかがエラーで二重補償ってできないと思うのですけれども、そういう補償って特約といってもできるのですか、そういうのって。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 移動サービス専用自動車保険というのが商品として出ておりまして、それに対応していくというような形で、こういう移送に関しての保険だということで新商品として出されておるところでございます。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） その辺確認しっかり取っていただけていると思うので、問題ないように対応していただければというふうに思います。

それとあと、先ほどから質問して、私のほうからも先ほど1回申し上げた点なのですけれども、くれぐれもこれ町から補助を出す事業なので、法に反するような例というのが結構ほかでも聞かれるので、そこだけは。実際利用料を取ると、ちょっと言い方悪いかもしいたけのですけれども、白タク扱いになって、それというのは本当犯罪になるので、そこら辺は重々注意した上で、町のほうで事業に関わるのであれば採用というか、判断していただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） ありがとうございます。利用者に関しては、運送の対価を払ってはいけないであるとか、市町村に対しては運転者の人件費を出してはいけないという決まりが交通省のほうから出ていますので、その辺のルールに従ってやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 今のごめんなさい。これどっちでもいいのですけれども、私が申したのは、町が補助するのももちろんなのですけれども、各団体が万が一乗車する方から乗車料として幾らか、本当10円でも1円でもそうだと思うのですけれども、取った時点でそれというのがもう法に反することになると思うので、そこら辺の確認というのは本当徹底していただければというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺のほうは確認をさせて、補助のほうをしていきたいというふうに思います。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

同じ地域移動支援団体補助なのですけれども、自動車保険でも新しいのが出ているということで、契約者は誰になるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 答えられますか。保留しますか。大丈夫ですか。

〔「ちょっと保留で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） では、今の質疑は保留とさせていただきます。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

その保険ですけれども、今入っている任意の保険があって、入っていても掛けられるということなのですが、逆にそれに入ったことで、今入っている個人の自動車保険に影響はないのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺につきましては、別物というふうに考えております。利用するときに関しましては、移送を行っているときに関しては、この保険で対応するというふうな形になっております。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに新しい保険は、二重で掛けられるということなのですが、今入っている保険は二重で掛けられないという保険なのです。ですから、新しく入ったことによって、今入っている保険に影響はないのかということです。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。

先ほどの契約者は誰になるのかといったところにも関連してくる部分にはなるのですが、こちら契約者につきましては、移動支援サービス提供団体という形になります。車両保険掛けられるのは個人の名義になってくる部分になりますので、そこでは切り分けができています部分だと考えます。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

これで質問が2つに分かれるとあれなので、その契約者はちょっと後にしておいて、ですから今入っている保険のほうに影響はない、会社が変わればまた駄目だと思うのですが、要するにそちらの出している保険会社だといいいのかもしれないのですが、別のネットの保険とかで更新ができなくなるとか、そういう話は間違いなくないということでもいいのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えします。

実際現在まで、想定としては影響がしないものと考えていたところになります。契約する保険のサービスは十分確認した上で、影響が出ないものと考えていきたいというところになりますので、しっかりそこは確認していきたいと考えております。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

むしろ確認した上でこうやって出してもらわないと困るのです。なので、保険はいろいろあると思うので、間違いなく元の個人の任意保険のほうには影響しないという上で、その保険が二重で掛けられるというところで、今はっきりしないと、これはどうかなと思うのですが、大事なところなので、例えばそれで更新できないだけではなくて、個人で事故ったときに、別のほうで保険が入っているというのが分かったら、こっちの元の保険が使えなくなるということがありますので、それがあってもそもそもできないですね。ただ、できます、できますと言った割には、実際事故った場合に元の個人の保険が使えなくなるというのは非常に

まずいと思うのですけれども、それはしっかり確認取れた上でのこういった予算計上なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 答弁できますか。保留でよろしいですか。

それでは菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

では、先ほど保留になった契約者は団体、この団体の扱いや、その保険ではどういう団体でいいのでしょうか。地縁の団体、自治会、区名で入れるのか、それで車対象で契約者が例えば行政連絡区、例えば仮に藤久保3区だとします。藤久保3区が入って、車は藤久保3区の手でなくてもいいというわけですか。支払いというのは、例えば個人のクレジットカードから引き落としとか、そういうのできるのかどうかという、もうちょっと保険こういうのありますというのであれば、そういうのをしっかりやらないと、場合によっては億とか、お金で精算できない部分も出てくるかもしれないのですけれども、そういったのがしっかりできているのかというので、新しいことをやるのですから、十分精査した上でやらないといけないと思うのですけれども、行政連絡区が契約者になって、契約者がまずなれるのかということと、なった場合に車の所有者は誰でもいいのかということをはっきり答えていただければと思います。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

まず、契約者の部分につきましては、移動支援サービスを提供する市町村、もしくは社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等の運営主体という形となります。こちら、それぞれの団体ごとに登録ドライバーといったところを……登録ドライバーがその申請上は必要になりますので、まずそこで自動車のほうは特定できるものになります。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

これだと、団体にはそれぞれ裏づけがあると思うのですけれども、三芳町の場合、地縁の団体というのは裏づけがないですね。地縁の団体、行政連絡区でもなれるのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 基本的には団体を登録してもらおうという形になりますので、団体を登録して、それで対応していくというふうな形になります。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

団体の登録というのはどこに登録するのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この辺につきましては、うちのほうに登録をしてもらって、そこから話が行くというふうな。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

町に団体登録というか、行政連絡区ですから、もう当然町の条例としてあるわけですね。ただ、一般的な社会からすると、地縁の団体というのは登記が必要です。ただ、それしていませんよね、町の場合には。

それでもこの契約者になり得るのかということを知っているのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 答弁できますか。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） それも確認します。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

車は何でもいいというお話だったと思うのですけれども、本当に何でもいいのか。車によってはもう入れないとか、あと車両保険入れない車があるのですけれども、そういったのをこの保険カバーしているのかというのをちゃんと確認していますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

車両について何でもいいというわけではございませんが、社会通念上使用できる車という形を想定しております。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、想定は構わない、どういう想定でもいいのですけれども、それとあと通常の車で年式によってはもう入れないとか、そういうのがあるのです。一般の自動車保険で、特にネット系とかそういうのだと。そういうのも大丈夫なのかというのをちゃんと確認した上で、これがありますということなのかということなのです。

○委員長（細谷光弘君） まだ時間がかかりそうですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） それでは、1時間がもうすぐたちますので、ここで休憩を取りたいと思います。保留の答弁が3つでいいですか。契約者と個人の保険に影響がないか、また区とか、そういう団体で契約ができるのか。

〔「要するにだから藤久保3区でも契約できるのか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） その3点で大丈夫ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） それで、答弁の保留はその3点だと思うのですが、1時間を経過しましたので、ここで休憩させていただきます、再開は15時40分とさせていただきます。

（午後 3時23分）

---

○委員長（細谷光弘君） それでは、時間になりましたので、再開させていただきますが、先ほどの保留答弁につきましては、まだ調査中ということで、地域移動支援団体補助に関する以外の質疑について、引き続き行いたいと思います。

（午後 3時40分）

---

○委員長（細谷光弘君）　　ごさいますでしょうか。

本名委員。

○委員（本名 洋君）　　本名です。

先ほど出ました公共交通の利用補助金、徐々に手続が行いやすいように少しずつ改善はされてきたと思いますが、先ほどもありましたけれども、出張所で出張受付するようになったということですが、私も地元の集会所をちょっとどういう状況か見させていただきましてけれども、周知不足は否めないという感じがしました。やっぱり地域で近くで手続ができるということはいいことなので、これは早い時期から周知して、それは手続面だけではなくて、この事業そのものをまだ知らない人結構いらっしゃるので、積極的にもっと周知していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（細谷光弘君）　　政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君）　　お答えいたします。

集会所のほうで出張受付をさせていただいたのですけれども、来たところは30名来たりしたところも実はあったのですけれども、その辺の周知がちょっと足りなかったなというところは思っていますし、精算だけではなくて登録に来る方もいらっしゃったというところがありましたので、その辺につきましては、今後周知等を含めて、住民が登録しやすいように、払いやすいようにはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君）　　本名委員。

○委員（本名 洋君）　　本名です。

それから、これも先ほど出ました、バス交通改善対策事業ということで、これまでも全協とかで出ている話ですけれども、やはり2,400万円補助ありきではなく、事業者さんにしっかり経営努力をしていただく必要があるというふうに常々思っておりますけれども、それは今後補助するに当たってしっかり事業者と話し合っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（細谷光弘君）　　政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君）　　お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思いますので、話し合っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（細谷光弘君）　　本名委員。

○委員（本名 洋君）　　本名です。

これも必ず言われるようなことなのですからけれども、ICカードが使えないという、これは大きなマイナスだと思うのですけれども、やはりそれは経費がかかるというところで無理な話なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君）　　政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君）　　お答えいたします。

ここ数年、バス事業者のほうも一応考えておまして、大手の電子マネーを導入するにはやはり経費のほうで難しいというような話で、スマホに対応したものを考えてはいたのですけれども、ちょっと契約が折り合わなかったということでございまして、今後もキャッシュレスについては考えていっていただくというふうな形にはしております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

委員長、先ほどの地域移動支援団体補助以外のところという話ですけれども、先ほど議論になっていた保険の部分以外のところでは、この件についてどうなのでしょう。それも後でという話でしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 後で一括でやったほうがいいと思うのですが。

○委員（本名 洋君） ではそうします。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 鈴木です。

77ページの公共交通利用補助金ということで、令和4年からは4年間計画の中間を越えて額を増額したということでしたけれども、対象の枠はやはり広げることは考えなかったのかというところですが、どうですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

枠についても、65がいいのかというところはあるのですけれども、高齢者というふうにうちのほうが公共交通補助してきたのは、ワクチンの接種も含めて70代ということなので、一応70を設定させていただいたところがございます。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 淳君） 今ワクチンの接種と言いましたけれども、ワクチンの接種に関しては別個でタクシー券配っていますよね。どうしてもこれが私には公共交通、町全体ではなく、高齢者施策にしか思えないのですけれども、そのところは今回1万円増額するに当たり対象年齢を増やすとか、全世代、全町民にするとか、そういったことは議論にも上がらなかったということよろしいですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

全町民、なかなか財政的な面があるというお話しになってしまいますので、そこには行き着かなかったのですけれども、妊婦さん等にも補助をしておりますので、その辺を含めて移動がなかなか難しい方という意見で、70代と妊婦というふうな形で決定をさせていただいたところがございます。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

細田委員。

○委員（細田三恵君） 細田です。

同じページで、1の報償費の中に交通審議会委員の開催が前回より1回減っていて、3回から2回になっております。これは実績からかなと思ったりもしたのですけれども、減の要因を教えてください。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） さっきお話をしたのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） よろしいですか。

ほかにございますか。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

先ほどお聞きした、77ページの今も出たバス交通改善対策事業2,400万なのですが、先ほども私のほうからちょっと確認させていただいて、令和3年の1月から令和3年12月分が令和4年度で予算の計上されたということなのですけれども、これはほかもこういう後払いの方式を取っている予算ってあると思うのですが、額が額なだけに、やはりこれってどうしても後払いの予算しか難しいのですか、それとも例えばですけれども、ほかの予算と同じように来年度上限まであれだけどもとって決算の段階で精算をするような形というのは取れないのですか。どうしてもやっぱり予算なので、修正なり、もちろん反対ありきで予算委員会に臨んでいるわけではないのですけれども、この出し方だといろいろとどういう契約で後払いにしているのかも分からないので、何とも言えないのですけれども、なかなかそうすると、もうこの予算というのは認めざるを得ないのかなという感じにも取れるので、そこら辺の説明をいただければと思うのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、長年の経緯があるので、事業者等にどうしていったらいいのかというのは、その辺は相談をしないといけないというふうに考えていますので、その辺も協議をしていきたいというふうに思います。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） ぜひちょっと。正直なところ、2路線分の町の要望で2,400万という話のときは、まだ町からお願いしたものなのだという捉え方でいたのですけれども、赤字補填という話が出てきてから、私の個人的な考えの中では、三芳町町内にもやっぱり事業者って何社、何十社ってあると思って、その1社だけに赤字の補填をしているというのもどうなのかなというところも正直あるので、そういうところを含めてやっぱり予算というのは、この後のある程度の実績に伴った予算というのを立てていただきたいなという思いから、今確認をさせていただきました。

それと、もう一点確認なのですけれども、今質問させていただいたので、契約の段階でこの後払いの方式で、例えばですけれども、これが今回予算で万が一ですけれども、予算否決になって、この予算が認められなかったという場合に、何か違約金だとか契約の段階で話して、罰則的なものとかというのが契約の中にとわれているのかどうかってお分かりになりますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺の例えばこの予算が通らなかつたとかという話の条項というのは、協定書の中にはありません。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 予算が通らなかつたとかというより、結果的に2,400万円に対してとか、それも含めて、支払いは結局後払いなので、実績に伴ってこの2,400万円というのは赤字が出たから払いますという契約をしているわけではないのですか。それが何かしらの結果で払えなかつた場合に、何か町が受ける罰則だ

とか、先ほども申したように違約金だとかというのが契約の中に入っているのかどうかというのを確認したいのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

違約金については特に載せておりません。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

同じところですが、バス交通改善対策事業なのですが、ちなみに令和4年度も利用者の延べ人数というのを想定されていますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

利用者の延べ人数というのは、今までの流れから見ると推計できるところでございまして、大体このぐらいではないかというふうな話はできます。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） ちなみに、何人ぐらい。多分過去の実績からだと思うのですが、直近でいくと令和3年はもう終わっているはずですよ、1月から12月ですから。お分かりになると思うのですが、何人でしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ちょっと今手元にないものですから、3年の2月までの結果ならあるのですけれども、それだと不足するところがあるので、ちょっと今のところはお答えできません。

○委員長（細谷光弘君） 保留ですか。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） すみません、今3年の4月から4年の1月までの情報はありますけれども、それだと今40万3,000人という形になります。

○委員長（細谷光弘君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

ちなみに、今40万人ですか、延べで利用者があるということで、他の交通会社でこの事業40万いったときに、今の路線を維持してバス事業が成り立つかどうかという検討というのは、他の事業者聞いてみるとか、見積りまではいかないかもしれないのですけれども、そういう検討はされているのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

他の事業者に見積りというか、そういう話をしたことはありません。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） それでは、この目11交通安全対策費につきましては、先ほどの地域移動支援団体補助についての質疑が終わっておりませんので、中断させていただきまして、次に進みたいと思います。

92ページから95ページ、目18地方創生臨時交付金費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

92ページでお願いいたします。0001感染対策防止医療提供体制等整備事業の中の11役務費の中で、キャッシュレス決済セルフレジ導入事業ということで新たに設置されるように伺ったわけなのですが、この台数が資料を拝見しますと、4台ということになっております。この資料だと住民課、出張所、税務課ということですが、4台がこの3つの課にどのように設置されるのかお伺いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらにつきましては、住民課のまず住民担当窓口の部分が1台、それから竹間沢出張所、藤久保出張所にそれぞれ1台という形です。税務課にも収納箇所にも1台という形になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

これは、それぞれの手数料になるのですか、この住民課ですと5万1,000円、出張所ですと1万6,000円、この金額の違いの説明をお願いいたします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらの利用手数料の考え方になりますが、こちら現在の積算の考え方では、令和2年度の実績、それぞれの窓口での手数料実績を基に算出しております。そちらの部分に対してキャッシュレスの普及率といったものを30%と想定しまして、さらにはクレジット等々の手数料3.5%想定を料率として掛けまして、今8か月分の利用料として算出をしたところになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 桃園委員。

○委員（桃園典子君） 桃園です。

初めての導入ということで、利用するのに理解ができない分からない点などもあると思うのですが、人は配置されることでしょうか。随時職員が対応するのか、そこに人が当面はつくのか、その運用の仕方を教えてください。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちらレジの支払い時の対応になるかと思うのですが、基本的には職員がついてレジの利用を促すといえますか、願います形になります。操作方法等も分からないところは、そこでしっかりフォローさせていただ

だく形になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

レジがキャッシュレスということになりますと、どうしてもそういう機械ではできないという方も中にはいらっしゃるのではないかとちょっと危惧するところなのですが、現金のやり取りもやるという2方向で、2つの方法でやるということも残っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。

委員さんおっしゃるとおり、残っております。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） この件については、過去に1回、そして今回も一般質問させていただいたのですが、住民課の課長の答弁では、いつ導入されるのか伺ったときに、早くて9月っておっしゃったと思うのです。そうなりますと、ここ8か月分取られているということで、住民課はもしかしたら9月なのかもしれないのだけれども、ほかのところはもうちょっと早く設置できるというようなことで、4台分8か月分というふうに出ているのかどうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

現在想定としましては、5月頃の入札、またクレジット端末サービス利用の部分は、場合によってはプロポーザルのほうを検討する形になります。そうした場合に、契約としては6月、7月を予定しておりまして、早くて物品の納品は8月になる見込みになります。納品された後、研修等を行いまして9月からの運用開始という形に考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

プロポーザルが6月、7月で、契約がその後すぐできれば8月からは利用の仕方などの研修も行うということで、ここでの利用料というのが8月分から出ているという形で理解をさせていただきました。

住民課は1台だけで足りそうですでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

現時点では、まず1台から始めるという形で担当課とも連携を取っております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 内藤委員。

○委員（内藤美佐子君） 内藤です。

一番利用が多いのが金額を見ても住民課ですので、機械の前にたくさん人が並ぶということはないのかなというふうには、現金のやり取りもしばらくは続けられるということなので、だんだんと慣れてくれば、こ

れも台数が増える可能性もあるというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、今後の利用状況を考えて、また配置状況が変化することもあると思います。以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

今の93ページの17の備品購入費で、セミセルフPOSレジシステム等391万1,600円の耐用年数というのはどのくらいを見ているのかお伺いします。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

現時点で機種のを5年の保証期間、保守対応期間という形のを考えておりますが、採用する機器によって、事業者さんからは10年ぐらいご利用いただいているケースもあるというお話も伺っているところなので、できるだけ長く使える方向を考えていきたいと思っております。

○委員長（細谷光弘君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） その下のキャッシュレス決済の端末機というのも、これについても大体どのくらいなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

先ほどのレジシステムと同様に考えております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

キャッシュレス決済で伺いたいと思います。決済手数料3.5%ということなのですけれども、この3.5%というのは支払い先というのはどのようになるのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら、仲介する事業者によって変わってくる部分があるのですが、クレジットカード、それから電子マネーの決済事業者、また二次元バーコードの決済事業者、それぞれ手数料の考えがありまして、そちらに入金、お金を納める仕掛けとしては、現在想定しているのは仲介の事業者が一括して管理できるものが一番事務効率がよろしいのではないかと考えています。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

間に入る業者は、できれば少ないほうがこちらとしては楽だというのは分かるのです。そうしたら、それ

は3.5%固定なのですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら3.5%は、今想定で捉えているところになります。選択する事業者によって手数料の率は変化しているということなので、そちら3.5%に収まる場所で考えていきたいというものになります。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

3.5%、ちょっと割と高めかなと思ったり、安いところもあるし、もっと高いところもあるしということで、これを3.5にした何か理由ってありますか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

現在、先進で入れている自治体の状況等を伺いまして、平均的な形で3.5を設定しております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

これが導入されてからキャッシュレス決済可能な手数料とかの種類、どれくらいがキャッシュレスで可能になってくるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

こちら間に入る事業者によって、本当に手続取れる事業者の数が変わってくる状況になります。こちらとしましては、基本的なクレジットカード会社、それから大手の電子マネーの取扱い……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 質問がちょっとすみません、言葉足らずで。例えば住民票が取れるとか印鑑証明が取れるとか、町の中でどれくらいの発行の書類がこのキャッシュレスでできるようになるのかというのを聞いているのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） すぐお答えできますか。

政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

大体30ほどの証明書発行に関する手数料になります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

それは、住民課、税務課合わせて30ということでもいいですか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。

委員さんおっしゃるとおりになります。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） それでは、以上で目18地方創生臨時交付金費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 4時06分）

---

○委員長（細谷光弘君） それでは、再開させていただきます。

（午後 4時09分）

---

○委員長（細谷光弘君） 先ほど目18地方創生臨時交付金費の質疑は終了いたしました。目11の交通安全対策費の質疑が終わっておりませんので、以上で政策推進室が所管する予算に対する質疑は、一旦中断とさせていただきますので、答弁が準備でき次第、また再開させていただきます。

暫時休憩いたします。

（午後 4時09分）

---

○委員長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午後 4時11分）

---

○委員長（細谷光弘君） 続いて、議会事務局が所管する予算に対し質疑を行います。

初めに、一般会計予算書の歳入について、事業別予算説明書の37ページから42ページ、款20諸収入、項5雑入、目5雑入の質疑を行いたいと思います。

質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目5雑入の質疑を終了させていただきます。

続きまして、歳出に関する質疑を行います。事業別予算説明書44ページから48ページ、款1議会費、項1議会費、目1議会費の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

久保委員。

○委員（久保健二君） 久保です。

すみません、45ページの8の旅費なのですが、費用弁償として所管事務調査費、宿泊費で1万2,000円掛ける16人で19万2,000円とあるのですが、これ議会事務局は通常2人が同行されていると思いますけれども、この予算の中にはまた同じように2人の分が入っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 議会事務局長。

○議会事務局長（郡司道行君） お答えいたします。

議会事務局の事務局宿泊費は44ページになります。議会費の0002の一般事務のところで所管事務調査事務局宿泊費ということで、こちら2万4,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） ごめんなさい。44ページだったのですね。聞きたいのは、事務局の職員のほうがいづも大体通常2人行っていて、私が見る限りやっぱり2人必要なのかなというふうに捉えてはいたのですが、今回これ1人の予算で果たして大丈夫なのかなという心配がちょっとあって、今確認させていただいているのですが、大丈夫なのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 議会事務局長。

○議会事務局長（郡司道行君） こちらの事務局の宿泊費なのですが、昨年度より1名の2回という形で計上させていただいております。こちらに関しては、コロナの影響もありますし、一応1名という形で計上させていただきました。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） 久保委員。

○委員（久保健二君） 分かりました。視察先でやはり事務局の方がどれだけ大変な思いをしているかというのを目の当たりにしていて、とても1人でこなせるような仕事量ではないのかなというのも含めて、やはりできればどんな形でもいいので、2人同行していただきたいなという思いから質問させていただいているのですが、場合によっては2人行くことも可能なのですか、町長後ろにいらっしゃいますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 答えられますか。

議会事務局長。

○議会事務局長（郡司道行君） 状況によってというところもあるのかと思います。例えばどうしても2人で行かなくてはいけないようなところとか、そのときの事情等があるかと思うので、そちらについてはまた財政デジタル推進課と、もしそのような状況が来ればなのなのですが、相談して対応させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

45ページの9番の交際費ですが、議長交際費が27万ということで、今のコロナの情勢があると、ここまでの予算の必要性はあまりないのかなと思うのですが、実際に前は25万でしたので、その辺については今後どのように考えていくか、2万引き下げて元の25万にするとか、そういう考えについて伺います。

○委員長（細谷光弘君） 議会事務局長。

○議会事務局長（郡司道行君） こちらの議長交際費については、前は25万というお話もありました。ただし、実績で25万以上を計上したときがありましたので、それを勘案して27万ということで計上しております。

なお、現状コロナの感染状況によって、やはり交際費少なくなっているのが現状ですが、ただしこちらのコロナの状況とかが回復次第、改めてこちらのほうは27万円の計上が必要になる可能性がありますので、こちらのほうに関してはそのままということで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 以上で、目1議会費の質疑を終了いたします。

以上で、議会事務局が所管する予算に対する質疑を終了いたします。

これで休憩に入りたいと思いますが、再開時間については追って連絡させていただきますので、休憩とさせていただきます。

（午後 4時17分）

---

○委員長（細谷光弘君） それでは、定刻となりましたので、再開させていただきます。

（午後 5時10分）

---

○委員長（細谷光弘君） 先ほど保留となっておりました目11交通安全対策費の質疑を引き続き行いたいと思います。

まず、保留答弁になっていた3点について、政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

まず、契約についてなのですが、この商品を持っているところは何社かあるのですが、その1社に聞きますと、契約のほうは町が契約できるというところで、町の契約となるということになります。

もう一つは、自分の保険と移動保険、両方かかっているとする場合、その移動サービスを行っているときは移動保険のほうを優先して使用されるということでございます。

あとは、車両についてなのですが、車両の登録というのは車両保険がかからない場合でも可能だということなのですが、その評価額としましては時価という形になりますので、その時価が保険会社と応談になるのですが、なしという話になってしまう場合もあるということなので、この辺はちょっと話合いになるというところでございます。

3つですと以上です。

○委員長（細谷光弘君） あと、個人の保険に影響はないかというようなお話があったり……

○政策推進室長（島田高志君） 個人の保険は2番目ですので……

〔「今言った」と呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） はい。移動保険のほうを優先して使われるということなので、影響はないと。

○委員長（細谷光弘君） 分かりました。

それでは、この件につきまして質疑を行いたいと思います。

質疑をお受けいたします。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

1つずつ行きます。町の契約になると今しれっと言いましたけれども、最初の答弁では違う答弁でしたよね。訂正するとか、そういう話でもなくて、何だというところですけども、町が契約しなければいけないというのはどういうことなのですか。前の答弁は撤回してこういうことになるのか、詳しくもっと説明すべきだと思いますけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 申し訳ございません。そこにつきましては、ほかの保険会社では団体が契約するという話もあるのでありますが、もう一度聞いた中では、町が契約しても可能だという話でございますので、町が契約してこの事業を執行できるというようなお話がありましたので、今申し上げたということでございます。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、最初に答弁したときには団体が契約するという答弁しましたよね。今は町が契約する、町が契約することはできるということで、団体が契約することもできるのですか。そういうことは確認できていないのですよね。あくまで町が契約するということではないのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

社によってちょっと違うとは思いますが、当初のところだと団体が契約できるというような話なのでありますが、再度聞いたところは町が契約ができて、町から団体を登録して車両を登録していくというような話もできると言ったので、町のほうで登録をしたほうが有利というか、事業にはなるのではないかとというふうな考えで今申し上げました。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

最初に聞いたところは団体が契約できるのですか。思うではなくて、どうなのかを聞いていますけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そのサービスの中では、団体でも契約ができるというふうに明記されておりましたので、そのように申し上げたところです。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、何度も言っているように、団体というのは地方公共団体の団体ではないのですか。そういったことで任意の、要するに町で言えば登記のされていない団体ができるのかというのを確認してくれということを行っていると思うのですけれども、町ができるかどうかを聞いているわけではないのです。契約の主体者は誰になるのかということで聞いていて、最初はだからいろんな例えば行政連絡区でもできるという話だ

けれども、どうなのということで確認したら、結局町でないと契約できないのかというところで、こちらのほうで確認してもらったところ、町が契約するという事しかないのですけれども、そういうのをしっかり答弁してもらわないと困るのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 申し訳ございません。この辺につきましては、当初は団体登録ができるというようなお話で話をいただいていたので、そのお話をしたところでございますが、契約内容を保険会社とお話をしますと、移動サービスを提供する事業者を町にしたほうがより広がりがある事業になるという話なので、町というふうにお答えをしたところでございます。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに、この保険について予算を上げる、この審議する中でよくご存じではなかった、担当課が。その事実は今絶対消えないと思うのです。もっとしっかり話をしてからでないと、こうやって審議できないと思うのです。なので、答弁として町が契約したほうがではなくて、町でないと契約できないというふうに考えてからでないと話が進まないと思うのですけれども、最初にした答弁は間違いでしたってちゃんと認めるべきだと思いますけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

うちとしましても、町と契約してこの事業を行うほうが良いというふうに考えていますので、当初お話をしました、団体が契約するという話よりもこのほうが良いというふうに今考えましたので、町で契約するというので、当初の発言については撤回させていただきたいというふうに思います。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

そうすると、この負担金で1,210円というのはどこに負担することになるのですか。団体に負担するのではなくて、町が契約するのだとすると、町がその保険会社に払わなければいけないわけですよね。そうしたら、負担金ではないと思うのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

町が負担するというのでありますけれども、これは補助金なのですけれども、基本的にはこの事業を行う団体に対して出させていただくという考えの下、その団体に出すのだという形で補助として出させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

町が契約するのであれば町が保険会社に払う話ですよね。団体に補助するというのではないのではないのですかって聞いているのですけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 暫時休憩いたします。

(午後 5時18分)

---

○委員長（細谷光弘君） それでは、再開させていただきます。

(午後 5時21分)

---

○委員長（細谷光弘君） 先ほどの答弁につきましては、また保留ということで、そのほかの質疑があればお受けしたいと思います。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

2番目に答弁された部分で、何かあった場合にはこの保険が優先されて使うということなのですけれども、要するに車にかかっている保険ですよ。私の聞いているのは、輸送サービスをやっているときではなくて、個人が自分のために使っているときに何か事故った場合に、本来二重で契約することができないのです、自動車保険って。この掛けている保険会社の中で、自分の任意保険が同じ会社だったらいいのかもしれないのですけれども、違う会社だった場合に、そちらのともと掛けている保険はちゃんと使えるのかというのを確認していただきたいという話をしているのですけれども、その答弁は全然ないと思うのです。何かあったときには、この保険が優先されて使えるのですけれども、これはあくまでも移送サービスをやっている場合ですよ、やっているときの事故ですよ。そうではないときに自分の保険に影響がないのかというふうに聞いているのです。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（南雲 玲君） 南雲です。お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、まずこの保険の適用の対象になるのが移送をする方の対象者のところにお迎えに行くときとその対象者の方が目的とする場所に行くとき、その方を送り届けた後の家に帰るまでといったところが対象の範囲になってまいります。それ以外の目的で使われる個人の利用等は、個人でご契約されている保険のほうで適用という形になりますので、この保険が影響するということにはならないということになります。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

それは分かるのですけれども、違う保険会社で、例えば私が掛けている保険会社で掛けていて、こっちをやったとします。自分で運転しているときに、自己の都合でやっているときに、本来ですと自動車保険というのは二重で掛けられないのです。これ大原則なのです。ただ、こっちの場合は使えるということで、ふだん掛けているのが同じ会社だったら問題ないのかもしれないのだけれども、違う会社だった場合に、ふだん使っているときに事故った場合に、こっちで保険かかっているのだから、もともと掛けていたほうは使えませんかということにはならないのですかというのを聞いている。

○委員長（細谷光弘君） そちらについても即答はできないということではよろしいですか。

そちらについても再度考えていただきたいと思います。

ほかにございますか。

菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

それとは別で、週に1回程度ということで積算なのですけれども、週に1回程度というのをどうやって確認するのかというのができるのかどうかなのです。実際に実績をどうやって町は確認して、それに対して支払っていくのかというのはちゃんとシステムとして出来上がっているのかを聞きたいのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その登録されたドライバーについては、車両の運行記録というのをつけていただく予定でございまして、それによってどこからどこまでという形の運行記録をつけて、それに対して支払っていくような形になると思います。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

それをどうやってちゃんと実際にあったかというのを確認できるのか。実際それだけだと、悪意があれば何でもできてしまうという話になってしまうのか、あくまでも性善説だけでやっていくのかということ聞いていますけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

疑ってかかるとそういうふうになってしまうのですけれども、一応互助の精神でありますので、この移動サービスを行うというような話で、その辺については契約であるとか、その辺を取っていきいたいというふうには考えております。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

今1週間に1回ですよ。それが1週間に2回になった場合とかでも、この保険は1回の積算でいいのですか。その2回になったというときに、もしそれが事故が絡んだ場合に互助の精神だけでは通らないと思うのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

2回になるというか、当初運行計画を出していただく予定でございまして、どういうふうな事業を実施していくのかというところをまず把握してから、実際の金額というのは後で精算という形になるというふうを考えます。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

後で団体と何を精算するのですか。お金は団体のほうに入らないですよ、そもそも。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

精算と言ったのは、保険会社と実際に実施した額との精算というのはこの保険になっているところござ

います。

○委員長（細谷光弘君） 菊地委員。

○委員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、例えば52回ということですよ。それを団体のほうから例えば60回やりましたといったときに、それが後になって報告して、それがずっと保険で担保されていたのかどうかも分からないし、そういうのをちゃんと確認というか、そういうのできるのかどうかもよく分からないし、60回だったら60回分の保険料を払うということになるのかもよく分からないです。なので、計画としては1週間に1回で出してもらってもいいのかもしれませんが、何かあったときに、余計にやりました、もしくはその1回分はできませんでしたというのをどういうふうにして把握して保険料を払っていくのかという、そのシステムが全然見えないのですけれども、そこら辺ちゃんと説明してもらえるとありがたいのですけれども。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的にはその事業計画を出していただいて、その日々の運行記録をつけていただきます。事業計画を出した時点で、基本的にはこの52週という形で週に1回の運行という形になっていますので、それ以内をお願いするというふうな形になるというふうに考えます。その運行記録と照らし合わせて実際は行っていくというふうな考えでおりますので、この辺につきましては登録をするときの補助のときに面談をさせていただくとか、話し合いをさせていただく中で、それを確認をしていきたいというふうに思っておりますし、またご相談あったり、中間なんかの今現状の報告とかをしていただければというふうに考えております。

○委員長（細谷光弘君） ほかにございますか。

本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

先ほどありました、保険の契約は町が契約するということなのですが、ということは例えば万が一事故が起きた場合、町が保険屋さんとか、あるいは相手方と交渉するような形になるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

保険の契約者ということが町であるということは町になるという形になります。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

ということと、あと車両運行記録や運行計画を出してもらおうということで、最初のご答弁ですと、あくまで事業主体は各団体であって、町は補助するだけであるという話だったと思うのですけれども、何かこうなると事業主体はどこになるのでしょうか。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

移動サービス自体は、その団体でやっていただくというふうな形になりますけれども、保険に関して補助をしていきたいというのが前の考え方でございましたので、基本的にはその団体がやっていただくというふうな形になりますし、運行記録だとか、その辺の補助に関しての申請に関しては当初から考えていたところ

でございます。

○委員長（細谷光弘君） 本名委員。

○委員（本名 洋君） 本名です。

町と事業者、団体とのどの程度町が関わっていくのか何か全然見えなくなってきてしまったのですけれども、質問としてはそもそもですけれども、久保委員もさっきおっしゃっていた有償、お金を取ったりいろいろトラブルがあるというような、そもそもの話で言いますと、人や物を運ぶにおいては道路運送法という法律があって、それに基づいてそういった業務が行われているわけですね。今回、これはお金のやり取りが発生しないということなので、道路運送法の安全であるとか、それから利用者の利用者輸送の安全が担保されないということにもなると思うのですが、例えば町が事業主体であったとすると、そこら辺、要するに運行管理や、それから整備管理、運転手の運転技能であるとか、そういうところまでしっかり見なければいけない、本来であればそういうはずなので、それが結局団体がやりますよという話になってしまっていると思うのですけれども、町の関与が、責任がどの程度なのかよく見えなくなってしまったのですけれども、その辺りいかがなのでしょう。

○委員長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

事業のスキーム等をちょっとお話をしたいので、暫休をいただきたいというふうに思っております。

〔すみません。今暫休だよね〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） いや、まだ暫休になっておりません。

ほかにまだ質問があって、それがまた保留になってしまってもいいですか。

〔暫休してくれというのだから暫休したいのではないの〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） それでは、暫時休憩いたします。

（午後 5時35分）

---

○委員長（細谷光弘君） それでは、再開いたします。

（午後 6時05分）

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（細谷光弘君） 質疑の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、閉会したいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（細谷光弘君） 次回の日程は17日の木曜日、時間は追って連絡ということでよろしく願いいたします。

本日は、これにて閉会させていただきます。

お疲れさまでした。

（午後 6時05分）